

THE JTCCM JOURNAL

# 建材試験情報

財団法人 建材試験センター

巻頭言  
新年のご挨拶

岩田誠二

## 特集・新JIS制度

- ・新春座談会  
「新JISマーク表示制度・施行の年頭にあたって」
- ・新JIS法と建材試験センター（JTCCM）の取り組み
- ・一般認証指針(案)に基づくJTCCMの認証手順(案)
- ・新JNLAとJTCCMの取り組み
- ・特定標準化機関（CSB）登録に向けて

かんきょう随想（1）  
はじめてのアメリカと太陽熱利用

木村建一

1 JANUARY  
2005 vol.41  
<http://www.jtccm.or.jp>

  
JTCCM

# SUGA

ホームページ <http://www.sugatest.co.jp>

## 最新鋭の耐候(光)・腐食試験機・測色計

### メタリングバーチカルウェザーメーター

世界初! 垂直型メタリングランプ

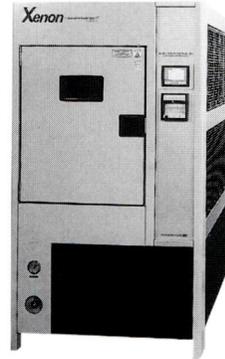


MV3000

- 自製垂直メタリングランプ 3kW  
水平型メタリングランプ 6kWタイプもあります。
- 超促進試験を実現
- 放射照度300~1000W/m<sup>2</sup> (300~400nm)
- 試料は垂直回転で均一露光

### スーパーキセノンウェザーメーター

優れた相関性と促進性



SX75

- 自製キセノンランプ7.5kW 12kWタイプもあります。
- 放射照度48~200W/m<sup>2</sup> (300~400nm)
- 180W/m<sup>2</sup>においてBPT63℃
- 自動車業界をはじめ各界の標準機

### 塩水噴霧試験機

噴霧液のpH・塩濃度が一定に保てる!



STP-90

- 蒸気発生機  
温湿度を精確に保持
- 溶液補給タンク  
空気遮断ボード付でpH、塩濃度一定
- フロートバルブ式溶液溜  
噴霧液一定温度
- 溶液作製タンク  
空気遮断ボード付  
キャスター付

### 塩乾湿 複合サイクル試験機

塩水噴霧・乾燥・湿潤サイクル試験の標準機

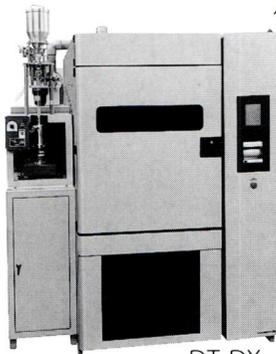


CYP-90

- pH、塩濃度一定
- JIS、ISO、自動車規格等に対応
- 「噴霧ロス防止噴霧塔」で噴霧粒子・分布均一
- 透明上蓋(2重断熱構造)で内部観察容易

### 耐候吹付汚染促進試験機

屋外暴露の汚染を再現

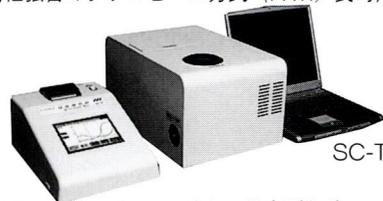


DT-DX

- 建材試験センター規格 JSTM J7602対応
- 光照射が可能な汚染促進耐候試験機
- 懸濁水落下汚染試験機もあります

### タッチパネル式分光測色計

当社独自のタブルビーム方式 (PAT.) 長時間安定測定



SC-T

- NISTトレーサビリティ確立の分光測色計
- 波長範囲380~780nm (5nm間隔) 回折格子分光方式
- d/8 (正反射光除く)、D/8 (正反射光含む) 切換
- A、C、D<sub>65</sub>、F<sub>6</sub>、F<sub>8</sub>、F<sub>10</sub>、F<sub>11</sub>光の各2度視野及び10度視野
- 測定項目: 分光反射(透過)率、XYZ、L\*a\*b\*、ΔE\*、マンセル、ISO染色堅ろう度等級直読等全22項目

スカの“技術と品質”信頼の証し

国家認定 JCSS 分光放射照度校正

JNLA 染色堅ろう度試験



## スガ試験機株式会社

本社・研究所 160-0022 東京都新宿区新宿5丁目4番14号 TEL03(3354)5241 FAX03(3354)5275

支店 名古屋☎052(701)8375・大阪06(6386)2691・広島☎082(296)1501

(その他の製品) サンシャインウェザーメーター・分光老化試験機・ガス腐食試験機・オゾンウェザーメーター・耐水・塵埃試験機・光沢計・ヘースメーター・写像性測定器・燃焼性試験器

エレベーターシャフト用複合型防火設備

# スモークガード

大臣認定番号：CAS-0006



野原産業(株)では、エレベーターシャフトを遮煙するシステム「スモークガード」をアメリカから導入し、独立行政法人建築研究所にて高温による遮煙性能試験を行ない、& 建材試験センターの評価を得た日本で初めての複合型防火設備として、国土交通大臣の認定を取得、本格的に製造と販売を開始しました。



## ●構造

スモークガードは、通常はエレベーター前面上部の天井内に収納していて、煙感知器の信号を受けロール状に納めていた透明耐熱フィルムが両サイドのレールにマグネットで密着しながら下降し、エレベーターシャフトを遮煙します。万が一閉じ込められた場合でも、巻き戻しスイッチ又は手で押すと簡単に避難が出来るシステムです。

## 火災時に本当に怖いのは、火よりも煙

## ●防火区画

遮炎性能を有するエレベーター扉と遮煙性能を有するスモークガードの組合せにより、複合型防火設備として壁穴の防火区画が構成可能です。

## ●施工

コンパクトな構造でノンファイヤー施工のスモークガードは、安全性に優れ、収納スペースが少ないため意匠的にも優れています。また新築に限らずリニューアルにも最適です。

スモークガードは、当社所定のトレーニングを受けた代理店(ディストリビューター)が日本全国で販売しています。

野原産業株式会社

ガードシステム統括部 ISO9001認証取得(本社)  
www.smokeguard.jp

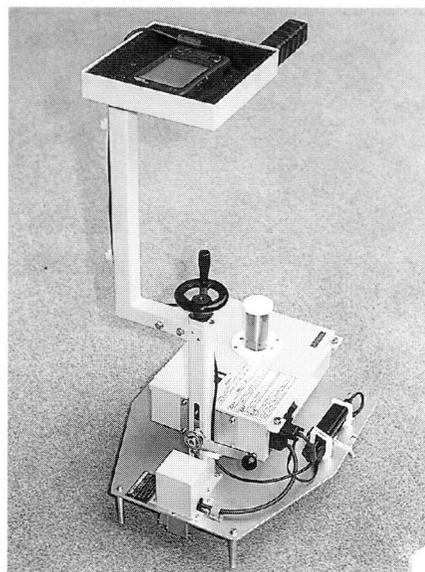
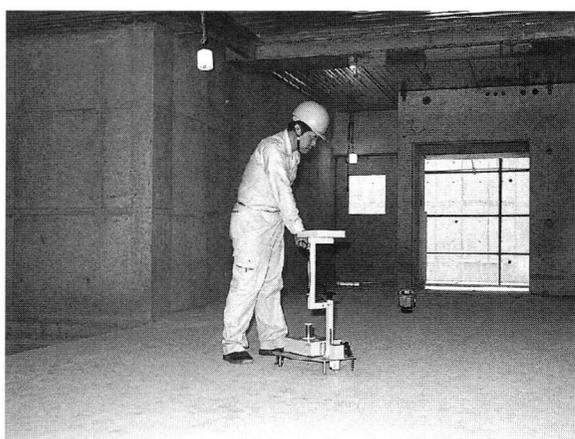
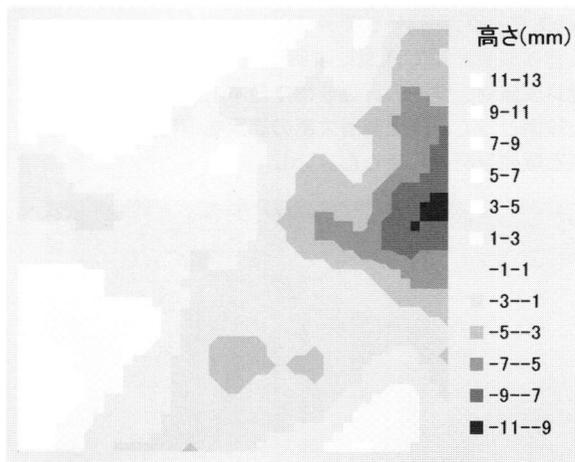
〒160-0022 東京都新宿区新宿1-1-11 友泉新宿御苑ビル  
TEL.03-3357-2531 FAX.03-3357-2573

野原産業株式会社はスモークガード社との独占契約に基づき、スモークガードシステムを提供しています。

# レーザー 床レベル計測器

## FL-200 初登場！

床の凸凹が一目でわかり  
次工程の手直しを減らせます。



### ■用途

- ビル、マンション、工場における床仕上げの精度測定。
- 建具、間仕切り、セルフレベルリング施工のための平面度測定。
- 機械・設備機器等の設置面のレベル測定。

### ■特長

- 最新のレーザー技術を応用した高精度センサで 1 A 以下の精度で連続測定。
- 200 G ならずか 5 分。1 人であつという間に詳細な計測ができます。
- データ整理も簡単。Windows の Excel を使って数値表示やカラー等高線グラフで出力できます。

### ■効果

- 床仕上げ技術の向上。
- レベル計測の person 費の節約。
- 手直し費用の削減。
- 材料代の節約。

計測サービスもいたします。



株式会社 トキメック 自動建機

ホームページ <http://www.tokimec.co.jp/const/>

本社・東京営業所 〒144-8551 東京都大田区南蒲田2-16-46 電話(03)3731-2631 FAX(03)3738-8670

営業所：札幌(011)816-6293 仙台(022)773-1425 大阪(06)6150-6605 福岡(093)932-4170

# 建材試験情報

2005年1月号 VOL.41

## 目次

### 巻頭言

新年のご挨拶／岩田誠二 .....5

### 特集・新JIS制度

・新春座談会

「新JISマーク表示制度・施行の年頭にあたって」

—建設資材の製品認証への期待— .....6

・新JIS法と建材試験センター（JTCCM）の取り組み

—新時代の規格・認証制度を求めて—／坂井喜毅 .....13

・一般認証指針（案）に基づくJTCCMの認証手順（案）／米澤房雄 .....19

・新JNLAとJTCCMの取り組み／柳啓 .....26

・特定標準化機関（CSB）登録に向けて

—JTCCMのJIS原案作成業務とCSBとしての取り組み—／久保寛子 .....30

### かんきょう随想（1）

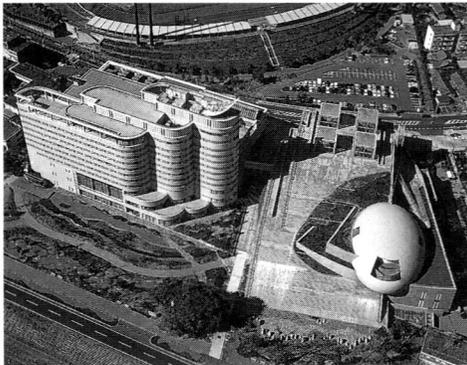
はじめてのアメリカと太陽熱利用／木村建一 .....36

建材試験センターニュース .....39

情報ファイル .....46

年間総目次 .....48

あとがき .....50



.....改質アスファルトのパイオニア

## タフネス防水

わたしたちは、  
高い信頼性・経済性・施工性と  
多くの実績で  
期待に応え続けています。



昭和シェル石油株グループ

昭石化工株式会社

●本社

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-11-2 TEL(03)3320-2005

・剥離状態を正確に検知!!

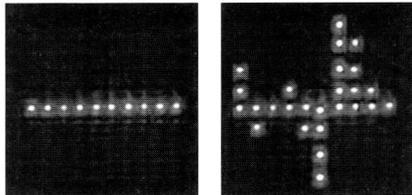
# 剥離タイル検知器PD201

・特許出願中・

剥離タイル検知器PD201は、従来のテストハンマーでの打音検査による判定のバラツキや見逃しを補う、コンパクトな電気式のタイルの剥離検知器です。

曙ブレーキ工業の優れた振動解析技術と電子技術を、小さなボディに凝縮し実現化した新しい製品です。

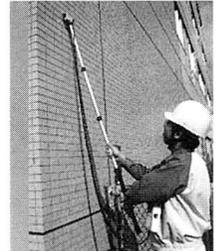
PD201は、振動センサでタイルの周波数特性を検出し、その波形を解析、タイル剥離の判定をします。判定はLEDの点灯、判定ブザーおよびLEDモニタの波形で検査者に知らせます。そして、専用プリンターによる判定および波形の記録も可能です。



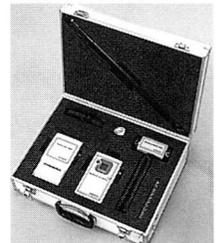
モニタの健全なタイル 剥離タイルの波形の波形



検査方法



外部センサユニットによる検査方法



キャリングケースに収納

## 特長

- ①軽量・小型で操作が簡単、剥離検査はLEDの点灯およびブザー、振動波形で表示されます。
- ②ノイズリダクション機能により、騒音の中や、壁が振動していても検査可能です。
- ③リファレンスレベルの切り替えで、タイルの引張り接着強度の推定が可能です。
- ④プリンタユニットにより、剥離検査の記録が可能です。

<販売代理店>

曙興産株式会社

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町19-5  
TEL (03) 3668-3566 FAX (03) 3661-9005

<製造元>

曙ブレーキ工業株式会社センサーカンパニー

〒348-8501 埼玉県羽生市東5-4-71  
TEL (048) 560-1470 FAX (048) 560-1469  
URL <http://www.akebono-brake.co.jp/>

# 巻頭言

## 新年のご挨拶

平成17年の新年を迎え謹んでお慶び申し上げます。  
旧年中は皆様方より多大の御支援、御協力を賜りましたこと厚く御礼申し上げます。

昨年は、大型台風の度重なる襲来や、新潟県中越地震などによる災害の多い年でありました。暴風雨や地震などの防災対策に関連する事業を推進している当センターとしては今後ともより一層業務に尽力していかなければなりません。

さて、21世紀初頭にあたって社会・経済全般の改革が急速に進行しております。建築基準法の改正による性能規定化や住宅品質確保促進法の制定等により、建材の品質・性能による選択・購買が進み、加えて最近のPFI（民間主導の公共サービス提供）の動きが建築の性能発注を促すなど性能要求の強化がこれに拍車をかけることとなります。

また、CSR（企業の社会的責任）に対する認識が急速に広まると共に各産業分野の製品に対する品質保証等への要求がより一層強まり、各企業はその対応へと動き出しております。

このような社会的ニーズやユーザーニーズを背景に、この度工業標準化法が大改正され、新JIS制度がスタートすることになりました。この改正を機に、企業は新JIS制度による製品認証制度を活用した製品開発や品質管理体制の強化・見直しが図られるものと思えます。

私共の建材試験センターは、この度のJIS制度改正に全面的に対応するため、本年10月よりスタートする新JISマーク表示制度（登録認証機関）、既に発足しているJNLA制度（登録試験事業者）、ならびにCSB制度（特定標準化団体）に対し積極的に取り組み、当センターの総合力が発揮できる体制の構築をめざして準備を進めているところであります。

大変厳しい環境下ではありますが、昨年策定した中期3カ年計画をふまえ、建設資材・部材に関する総合的な試験・検査・審査・認証機関としての業務や、ISOマネジメントシステム審査登録業務など一連の業務を効率的、総合的に実施し、情報化時代に相応しい情報サービスを提供できる第三者機関としての機能の充実をめざし、役職員一同、鋭意努力してまいりますので、本年も引き続き御指導、御支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。



財団法人  
建材試験センター  
理事長 岩田誠二

新春座談会

## 新JISマーク表示制度・施行の年頭にあって

— 建設資材の製品認証への期待 —

出席者：原山保人/経済産業省 大臣官房審議官（基準認証担当）  
富田育男/社団法人 日本建材産業協会専務理事  
岩田誠二/財団法人 建材試験センター理事長

**岩 田**：あけましておめでとうございます。

昨年6月に工業標準化法が大きく改正されましたが、本年はいよいよ、その改正工業標準化法に基づいた製品認証の第三者認証制度が始まります。

私どもは昨年より登録認証機関となるべく準備をすすめておりますが、本日は年頭にあたり、経済産業省で基準認証を担当されている原山審議官と建材産業界の集まりである日本建材産業協会の富田専務理事とともに、この新JIS制度についての行政のお考え、建材産業界のさまざまなご意見、登録認証機関候補としての私どもの準備の状況、さらには新制度への期待、情報化社会との関連等についてお話をしていきたいと思っております。

### 【新JIS法の背景】

**富 田**：建材産業界では、昨年の工業標準化法の改正とともに新制度への関心が高まっておりますが、新制度へ対応するためにはどのように準備したらよいのか、またコストにどのような影響が出るかといった不安があります。

一方、国際ルールに整合した新JIS制度を活用して新しいビジネスモデルが形成できるのではな

いかとの期待も持っています。

**審議官**：今年の4月から登録認証機関の申請が始まり、10月から新JISマークの認証が始まります。この時期に、建築材料関連の産業界の方、認証・試験機関を代表する方とお話するのは非常に有意義だと思っております。

今回の工業標準法改正の背景をお話しておきたいと思います。国内的には、平成14年3月に閣議決定された「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」と平成15年3月に閣議決定された「規制改革推進3カ年計画（再改訂）」であり、基本的には認証・認定の分野においても国の関与を必要最低限度にし、民間機関の能力を最大限に活用していこうという考え方です。国際的には、WTO（世界貿易機関）のTBT協定（貿易の技術的障害に関する協定）を踏まえ、従来から進めてきたJIS規格の国際整合化を認定・認証分野でも実施し、制度の仕組みを国際的に整合化したものへと転換して変革することにあります。このため、例えば、認証機関の登録基準としてISO/IECガイド65（製品認証機関に対する一般要求事項）を法律上に明確に位置づけました。



**岩 田**：建材試験センターでは、従来からJNLAの登録試験機関として名乗りをあげておりましたが、対象の制約もあり、殆ど利用者がなく困っておりました。今回の法律改正では、JNLA制度も新JISマーク表示制度を支えるための機能が新たに付与されましたので、今後、試験成績証明書発行のニーズが多くなるものと思っております。このため事業のITを活用した情報化が必要であると考えております。

**富 田**：今回の改正点の一つとして、工場認証から製品認証へと云うことですが、製品認証の場合、エンドユーザまで含めたユーザが利用しやすいデータベースが不可欠であると考えております。このため、日本建材産業協会が推進している建材・設備情報サービスシステム（KISS）の活用が期待できると思います。

**岩 田**：建材試験センターも、新JIS制度での登録認証機関候補連絡会の一員として活動するとともに、従来の指定認定機関、指定検査機関及びJNLAの登録試験機関としての経験を活かしながら準備をすすめておりますが、今回の制度改正は抜本的なものであるだけに新JISマーク表示制度を円滑にスタートする上で国の役割は重要だと考えております。

### 【新JISマークの特徴】

**富 田**：今度の新しいJISマーク表示制度の導入に関して、主眼点としてはどんなところにありますか？

**審議官**：現在のJISマーク表示制度は昭和24年の工業標準化法の制定から約50年間、その基本的仕組みを維持してきたものです。認証の対象となる品目を国が指定する「指定商品制」をとってきておりました。平成16年末現在で532品目（約1,100規格）が対象となっており、認証は基本的に国が行って来ました。

新JISマーク表示制度では、指定された品目に限らず、認証可能な製品規格であれば、あらゆる品目について認証を受け、マークを付けることができます。認証は国際スタンダードに則って行われますから、JISの認証を受けることで、世界に通用する規格を世界に通用する方法で認証を受けたことになるのです。また、直接国が認証するのではなく、国の登録を受けた民間の認証機関が認証するという仕組みになります。

**岩 田**：建材試験センターでは、ISO/IEC 17025（試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項）の要求を満たした製品試験の方法など認証手順の考え方を内部で検討しております。新制度で



原山大臣官房審議官・経済産業省

は認証機関の責任が大変重くなりますので、苦心しながら検討しているところであります。

**富田**：業界では、JISマークのデザインも、これまで見慣れてきたマークから、新しいものに変わるのを心配している人もいるようですか？

**審議官**：制度改正によって、認証の主体が国から民間の認証機関に変わることから、新旧のマークの識別を明確にするため、JISマークのデザインを変えることとしています。また、新JISマークでは、誰が認証したのかを明示するため、登録認証機関名又は略号を合わせて表示していただく必要があります。デザインの案については一般の方や事業者の方など幅広い方々を対象とした公募を行ったところですが、近々最終的な案を確定させようとしています。マークの変更は、マークの表示事業者においては追加投資が必要になる場合もあるかとは思いますが、制度改正に伴い必要となることですので、ご理解頂ければと思います。このようなことも踏まえて新しいマークのデザインについて決めていきたいと思っています。

**富田**：新しいJISマーク表示制度では、従来よりも多様な表示の仕方ができると聞いていますが？

**審議官**：新しい制度においては、時代の変化に対応して、消費者などから新たなマーク表示のニーズがあれば、それに応えることができるようにな

ります。また、通常の表示に加えて、特定の側面に着目した表示ができるようになります。それは、特定の「側面」に着目して制定された規格についての表示で、例えば、高齢者・障害者配慮の観点から規定されたJIS製品規格があって、それに基づいて認証を受けた場合、規格の中の安全性などについて規定された部分のみを満たしているということになります。これはフルスペックのJISと区分するためにマークのデザインを少し変える予定です。今はリサイクルマークなど独自の表示が溢れていますが、必要であればそういうものについてもJISマークで対応できるようになります。新しい制度に変わることにより、色々な面で使い勝手が良くなるといえるでしょう。

#### 【建材・土木分野における新JIS制度への期待】

**富田**：現在のJIS工場の大半は、生コン（約4,000工場）とコンクリート2次製品（約1,800工場）であり、その他の建材関連を入れると8,000工場を越えております。この分野は特に認証制度が必要とされている分野であり、公共調達などに用いられております。しかし、本分野において新JISマーク表示制度を有意義にするための課題が色々あると思われれます。

一方、現行の指定商品制から、それ以外の品目にまで対象が拡がり、JISへの適合を示すに当たって新JISマーク表示の活用が可能となることなどから、自由度が拡がり、活用度合いが高まると期待されます。

当協会では、協会独自の認定制度を幾つか設けており普及に努めていますが、新JISマーク表示制度では側面表示がされるなど、新たな活用方法も考えられます。

**審議官**：建材、土木分野はJISマーク制度の最大ユーザーであることは十分認識しています。新制度においてもJISマークが引き続き活用されるこ

とを期待しています。そのためには公共調達主体に新JISマーク表示制度が現行制度と同等の信頼性の高い制度であることを理解して頂くことが不可欠となります。このため生コンやコンクリート二次製品等の分野では、特に、分野別認証指針を作成し、登録認証機関の行う認証業務の信頼性を高めたいと考えています。また、必要があれば、登録認証機関に対する立入検査や認証を受けた事業者へ立入検査など、工業標準化に基づく措置を厳格に執っていくつもりです。さらに、市場から製品を買い上げて行う試買検査も従来以上に実施していきます。このような取組を含め、新JISマーク表示制度の仕組みについては、公共調達の関係者に十分な説明を経済産業省からも行っているところであり、ご理解頂いていると考えています。

いずれにしましても、JISマークの信頼性を守っていくためには、国による措置だけでなく、認証を取得した事業者の方々のご努力がまずは重要であり、さらに登録認証機関の役割が非常に大きくなるものと思います。

**岩田**：建材試験センターは、登録認証機関としてのISOガイド65の要求事項を満たし、公平性、公正性、独立性を担保して、新制度の普及に貢献したいと考えています。

認証システムの必要条件を維持していることはもとより、何よりの強みはISO/IEC 17025の登録試験事業者としての試験所を備えていることです。また、高度な試験技術と工学的知見を有する職員を多数有しています。

認証業務では、JIS規格で分類されるA部門の生コン、コンクリート2次製品、断熱材、建材ボード類等からG,H,K,S,R部門にわたるガラス、耐火金庫等の建材、窯業に関する製品類の対応が可能です。

### 【優れた認証機関の育成】

**岩田**：現在、約50の登録認証機関候補は、「新

JIS登録認証機関候補連絡会」のもとで4月から機関申請に向けて、経済産業省と連携を取りながら新JISマーク制度の国の方策、認証機関の審査や認証に差が生じないようなレベルを保つことなどを協議しています。

**審議官**：新制度では、国に登録する認証機関は民間の認証機関となりますが、新制度においても現行制度と同等以上の信頼性を確保することが必要です。認証機関の登録に当たって、国は、法令に定められた要件に従って審査を行うこととなりますが、登録認証機関は、工場などの品質管理体制をチェックする能力と製品がJISに適合することを試験で確認する能力の双方が求められることとなります。

具体的には、ISO/IECの定めたガイド65が認証機関に対して求められる国際的な要求事項ですが、新JISマーク制度でもこれを法文上に明記しています。また、試験を行う能力については、試験所の満たすべき国際的な要求事項として、ISO/IEC 17025という規格がありますが、登録認証機関はこのうち、認証業務に関係する部分については該当箇所を満たすことが求められています。建材試験センターは、これまで、現行JISマーク制度での指定認定機関やJNLA制度の認定試験所としての活動実績がありますので、これまでの実績を活かしつつ、新制度において主要な役割を果たしていただくといったことに対する期待は大きいわけです。

### 【JNLA及びCSBの意義】

**審議官**：JNLA試験所認定制度は、平成9年の工業標準化法の改正で新設された制度で、非指定商品分野での製品規格を対象に、JIS適合性の自己適合宣言を支援することなどを目的とする制度として設けられました。JNLA標章付き試験証明書があれば、製造業者の製品の試験データの信頼性を高めることができます。

今回の工業標準化法の改正で、指定商品制が廃



富田専務理事・日本建材産業協会

止され認証の対象となる製品規格が拡大します。試験所が認定制から登録制に改正され、製品規格を対象にした認定区分がJISに定められた鋳工業品に係るすべての試験方法を対象にした登録区分に変更になりました。

**岩 田：**建材試験センターの試験所は、旧法のJNLA制度で認定試験所に認定されていますが、標章付き試験証明書を希望する依頼者は大変少ない状況でした。これは、JNLA制度の意義が製造業者に理解されていなかったことが考えられます。今回の法改正で、JNLA制度が理解され、認定試験所が利用されることを期待しています。

**富 田：**新法で対象製品規格が拡大したことで、第三者試験機関や自社の試験証明書が利用できる機会が増えるでしょう。ただし、試験を行う機関はISO/IEC 17025への適合性が求められ、この中に「測定の不確かさ」という概念が含まれています。

**岩 田：**申請者の試験・検査部門の試験員には「測定の不確かさ」について十分に理解が得られていないようです。認証制度は、初回試験の実施方法として、認証機関の試験室で行うことを原則としています。

例外処置として登録認証機関の立ち会いによる方法、第三者機関や申請者の試験所による試験データの活用も選択肢として示していますが、いずれにし

てもISO/IEC 17025への適合性が求められます。

申請者が自ら行った試験の証明書を使う場合には、インハウ斯拉ボには登録試験事業者と同レベルの能力が要求されるべきですし、申請者や試験所を持たない認証機関が、このようなケースを選択する場合は、試験の信頼性をいかに確保するかが重要な課題であると考えています。

**審議官：**製品試験は登録認証機関の責任において実施するものです。仮に申請者の試験所を利用する場合には、その試験所がISO/IEC 17025の要求事項を満たしていることを登録認証機関が実証することが必要となります。国は、登録認証機関が、この実証を確実に行うことができるか否かをきちんと審査していくことにより、信頼性を確保することとしています。

**岩 田：**建材試験センターは、CSB（特定標準化機関）制度にも取り組んでいます。JISの制定、改廃の迅速化を図ることで、いち早く認証制度に反映させることができ、またISO規格の審議団体でもあり、国際標準化にも貢献しています。認証業務、試験業務、標準化業務を一体化することによって、より適切に業務展開ができると確信しています。

### 【新ISマーク制度への移行】

**富 田：**業界、メーカーが最も関心を寄せていることは既存のJIS工場が新JIS制度に移行するためにはどのような準備が必要なのか、品質システムの何を変更するのか、経費がどの程度かかるのか、審査がどのように行われるのか、サーベイランスの頻度がどうなるかといったことですが、これらについて行政サイドから積極的に情報発信していただきたいと思います。

**審議官：**事業者の方々が実際に準備される申請書や資料、認証手順は登録認証機関が定めることとなります。国は、その際の基準を認証指針として定めます。この認証指針は日本工業標準調査会

JISマーク制度専門委員会において審議していただいておりますが、昨年はこの専門委員会で大筋のご了承をいただいたところです。この中では、既存のJIS工場の方々が円滑に新JISマーク制度へ移行できるよう、工場の品質システムを変更しなくても良いよう措置していますし、工場審査において、これまでの工場認定結果を活用できる旨定めているところです。サーベイランスの頻度については、現行の公示検査と同じ5年に1回とすべき、あるいは、制度の信頼性の観点から毎年行うべきといったご意見がある中で、3年以内に1回としたいと考えています。なお、頻度につきましては、サーベイランスの結果などを踏まえて、5年後には見直したいと考えています。

**岩 田**：建材試験センターとしては、昨年12月の新JIS制度についての説明会を東京で実施して、制度の概要と申請者の手続きについて説明を行っています。

当財団の機関誌「建材試験情報」、ウェブサイト、メールニュース等を利用して明らかにできる情報を流すとともに、今後10月までに説明会を数回開催することを考えています。又、業界団体から要請があれば個別に対応することも必要であると思っております。

現行制度は3年間の移行期間があります。この期間は現行制度と新制度とのダブルスタンダードで動きます。従って、新制度に移行するために十分な準備をすることが出来ると考えています。

**審議官**：3年の移行期間を過ぎた平成20年10月1日からは、現行JISマークを表示すると工業標準化法違反となりますのでご注意くださいと思います。新制度のもとで認証取得を希望される事業者の方々は、この3年の移行期間の間に新たに登録認証機関に申請して製品認証を受けていただくことが必要です。どの認証機関が、どのような分野で認証業務を行うのか、手数料はいくらか



岩田理事長・建材試験センター

のか、どのような方法で認証が行われるのかといった情報は、各登録認証機関がホームページ等で公表することになります。事業者の方々は、この情報をよく見ていただいて、自ら登録認証機関を選択していただくことになります。

**富 田**：建築材料のメーカーの多くは中小企業で、業績が悪いなかで、新制度に移行するために新たな負担が生じると経営に大きな影響を及ぼすことになり、ひいては新制度が定着することを妨げることも心配されます。

**岩 田**：新JISマーク制度により企業の経営、生産管理、品質管理、営業活動等が効率的、合理的になるように制度の趣旨を生かして、知恵を絞ることが企業と登録認証機関には求められています。

**審議官**：新制度では、これまでの工場ごとの認定方式が製品認証の仕組みになります。例えば、複数の事業所をまとめて一括申請するといったことも可能となります。企業の生産管理体制などの実態を踏まえて、企業の活動が効率的になるように工夫してもらいたいと考えています。また、企業活動がグローバル化し、技術革新や市場ニーズがますます多様化するなかで、ITを活用するなどして従来の商習慣やシステムを打破することも大きな課題となっています。このあたりの知恵と工夫を民間に期待しています。

岩 田：建材試験センターとしてはメーカー、販売業者、輸入業者等からの幅広い業種からの申請があるものと予想していますので、申請から認証までの一連の業務の効率化は当然行うこととなりますが、製品認証の情報に併せて製品情報を消費者にどのように伝えるかといったことも重要な検討課題ではないかと認識しています。

製品、品質、認証等の情報伝達の標準化を進めることにより、従来の商品、サービスの供給構造も大きく変化すると考えています。

また、国土交通省が推進しているCALS/EC（公共事業支援統合情報システム）では、公共事業のライフサイクル（調査・計画、設計、入札、施工、維持管理）の全般について、各種情報を電子化し、ネットワーク技術を利用して、効率的に情報の交換と共有化を図っています。このシステムは企業の負担を軽減すると同時に、行政事務の簡素、合理化につながるわけで、この効果も実証されています。このような動向も産業界にとって新たなビジネスモデルを考える上で参考になると思います。

富 田：建材業界においても、東アジアを中心とした地域との経済連携、地域的な自由貿易協定（FTA）による経済のグローバル化にどのように対応するかは取り組むべき課題です。本年から経済産業省の後援、建材試験センターの協力のもとに「日中建材・住宅設備関連産業交流セミナー」を中国と日本の相互で開催する準備を進めていますが、製品の品質、信頼性は大きなテーマです。製品の価値は消費者の信頼を得て認められるもので、品質のトレーサビリティ、製品認証と製品情報をいつでも、どこでも、誰でもが確認できるユビキタスな情報システムを提供することも必要ではないかと考えています。

## 【工業標準化法の第67条と政府調達】

審議官：工業標準化法の第67条には、「国及び地方公共団体は、鋳工業に関する技術上の基準を定めるとき、その買入れる鋳工業品に関する仕様を定めるときには、日本工業規格を尊重しなければならない」と定められています。建築基準法を初めとして各種の法律上の根拠となる各種技術基準には、多数のJISが引用されています。又、都市再生機構などの工事共通仕様書、各官庁の調達物品購入仕様書にも多数のJISが引用されています。

岩 田：国土交通省は平成15年3月に『公共建築工事標準仕様書』等の17の技術基準類、工事書式を国としての施策への対応、国際化への対応、関係法令、基準、規格類との整合等に対応すべく「統一基準」を決定して、平成16年4月に改正が行われています。『公共建築工事標準仕様書（建築工事編）』ではJIS規格（A分野、S分野）が240件引用されています。この標準仕様書は民間工事でも使われるので各種建材のJISマーク表示はメーカーにとって製品を販売できる条件になるのではないかと思います。

富 田：新JISマーク制度は国際ルールに整合することを旨とした制度であること、製品のロット単位での認証が可能であることから、事業のグローバル化と事業の多様な展開が期待できます。この制度を利用して新しいビジネスモデルを展開することを業界団体としても模索することになります。

岩 田：新JISマーク制度が現行制度以上に国民に信頼されて定着し、国際的にも通用するマークとなるために関係者のさまざまな意見に謙虚に耳を傾けながら登録認証機関を立ち上げる準備を進め、本年10月からの製品認証の申請受付がスムーズに開始出来るように関係する各機関と調整を進めてまいります。本日は長時間に渡りありがとうございました。

—新時代の規格・認証制度を求めて—

# 新JIS法と建材試験センター(JTCCM)の取り組み

坂井喜毅\*

## 1. 新JIS法の背景とその狙い

日本の工業標準化制度は昭和24年6月1日の「工業標準化法」の制定により現行制度が確立されました。日本工業標準調査会の審議を経てJIS（日本工業規格）を制定することと、制定されたJISへの適合性を評価して証明する「JISマーク表示制度及びJNLA制度（試験事業者認定制度）」の二本柱（昭和24年の制定以来、過去13回の改正が行われていますが骨格となる二本柱は変わっておりません。）で構成され、我が国の産業技術発展に少なからず貢献して参りました。

行政改革の検討の一環として、国から公益法人が委託等を受けて行っている検査・検定制度的については、平成14年3月の閣議決定「公益法人に対する行政関与の在り方の改革実施計画」において、事業者の自己確認・自主保安へ移行することを基本原則としつつ、公共調達や消費者保護等の観点から必要がある場合には、これまでの指定・認定制度から、事業者の自己責任をベースに行政の裁量なしに政府に登録された第三者機関（登録機関）による実施へ移行することとされています。JIS制度についても、JISマーク表示制度及び試験所認定制度（JNLA）を平成17年度までに登録機関による実施へ移行することとされており、その具体化に向けた検討を行うことが必要となっています。

また、平成15年3月に国の規制改革等を推進す

ることを目的とする閣議決定が行われました。

以上のような状況を踏まえ、新たな時代における規格・認証制度の課題を整理するとともに、政策の方向性を示すことを目的として、平成14年6月に日本工業標準調査会の下に「新時代における規格・認証制度のあり方検討特別委員会」で検討が開始されました。その成案として、

- ① ユーザーの多様なニーズに対応
- ② 国際整合化の確保により重複検査の排除（ワンストップテスト）の実現を可能とするような新JISマーク表示制度及び新JNLA制度を構築していくこと等を内容とする「新時代における規格・認証制度のあり方検討特別委員会報告書」（平成15年6月）が取りまとめられました。

その提言を実現するため、第159回通常国会に「工業標準化法の一部を改正する法律案」を提出し、平成16年6月9日に工業標準化法の一部を改正する法律が公布されました。

## 2. JISマーク表示制度

JISマーク表示制度は、製品の使用目的に応じた一定の品質について規定されたJISに対し、製品が当該JISに規定する品質等の各要件に合致していると認められる場合、それを証明する「印」として「JISマーク」をその製品や包装等に「表示」することによって、当該製品がJISに適合し

\*（財）建材試験センター本部事務局 理事（標準部長）

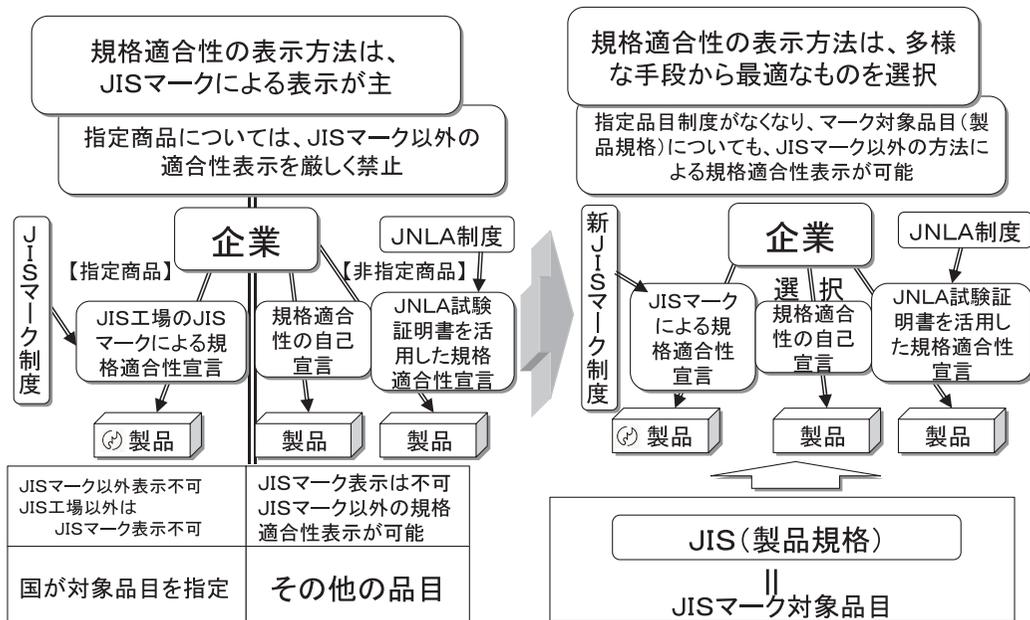


図1 指定商品制の廃止による自由度の高い制度へ

ていることを証明（認定）すると同時に、その品質等を保証するものです。

JISマーク表示制度は、企業における工業標準化の促進や品質管理の向上を図るとともに、製品の購買者に品質特性を客観的に伝達する制度で、昭和24年の制度発足以来、JIS規格の適合性評価制度として

- ① 規制法規や公共調達での引用
- ② 企業間取引での購入要件
- ③ メーカーの消費者に対する情報発信ツール
- ④ 消費者の判断材料

等々に広く活用されてきました。

現行のJISマーク表示制度では、JISマーク表示の対象製品（「指定商品」といいます。）は、その時々の経済上、技術上の見地から主務大臣が指定します。指定商品以外の製品にはJISマークを表示することはできません。製造業者又は加工業者がJISマークを表示するには、工場又は事業所単位で主務大臣又は主務大臣が指定する者（指定認

定機関）に申請して、審査基準に基づき審査を行うものです。

#### (1) JISマーク表示制度の改正点

新JISマーク表示制度は平成17年10月1日から施行されます。

##### ① 「指定商品制」の廃止し表示対象製品を拡大

主務大臣がJISマーク表示制度の対象となる商品等を限定する指定商品制を廃止し、認証可能なJIS製品規格がある全ての製品について、認証を受ければJISマークを表示することができるようになります。また、指定商品にあってはJISマーク表示以外のJIS該当性表示が禁止されていましたが、これも指定商品制の廃止に伴い、JISマーク表示以外の手段によるJIS適合表示ができるようになります。

これにより、事業者、消費者等の製品認証に対する幅広い要求に応えることが可能となります。

(図1 参照)

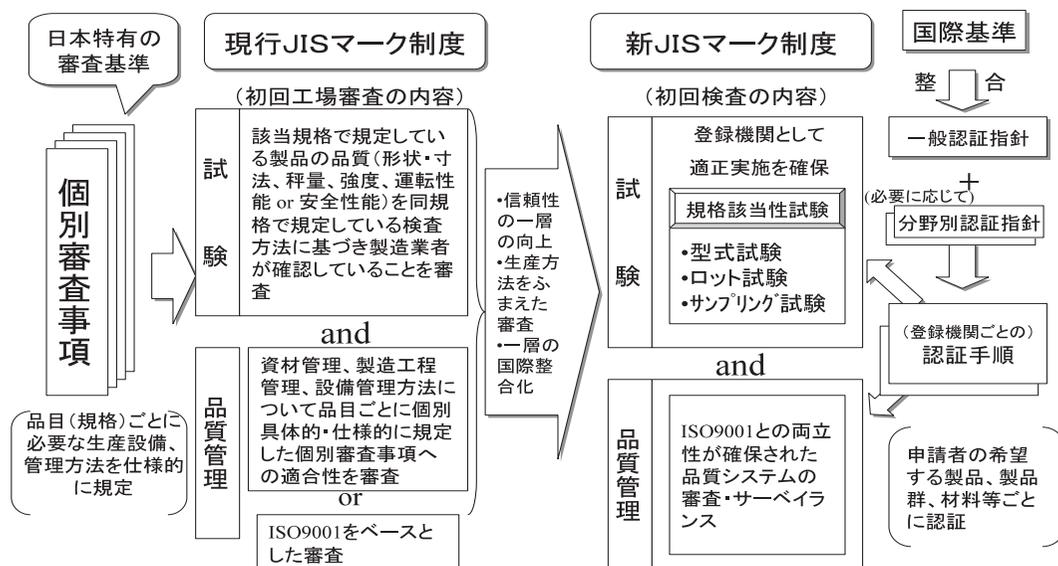


図2 国際基準と整合のとれた認証方法の導入

② JISマーク表示の事業者の拡大

従来までのJISマーク表示の申請は、製造業者、加工業者、外国製造業者、外国加工業者に限られていましたが、これに加え国内の輸入業者、販売業者、外国の輸出業者についても、認証を取得すればJISマークを表示することができるようになります。また、工場ごとに認定を受けなければならないという制約は無くなります。

③ 「国による認定」から「民間の第三者機関による認証」へ

これまで国が直接認定を行っていた制度を改め、国により登録された民間の第三者機関（登録認証機関）から認証を受けることによって、JISマークを表示することができる制度になります。新制度では、登録基準を満たした民間の認証機関が、認証ニーズを反映しつつ認証業務を行うことから、ユーザーの利便性が向上されるものと期待されます。

なお、登録認証機関が行う認証業務の水準を一定に保つため、国は認証業務のガイドラインとなる認証指針を定められます。

④ 国際的に整合した適合性評価制度へ

認証機関の登録基準に「国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品認証を行う機関に関する基準（ISO/IECガイド65）」が採用され、国際的に整合した適合性評価制度となります。

（図2参照）

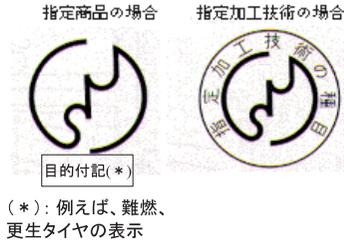
⑤ 国による制度の信頼性の確保措置

登録認証機関に対する国による監督措置（報告徴収、立入検査等）について所要の規定がなされるとともに、登録認証機関から認証を受けた事業者に対しては、登録認証機関によるチェックが行われることに加え、国も必要に応じて報告徴収、立入検査及び表示の除去命令等を行うことができることとするにより、新JISマークへの信頼性を担保します。また、消費者やユーザーへの積極的な情報提供、苦情の収集・適切な処理、さらには試買検査による補完により、制度の信頼性の維持・向上に万全を期します。

⑥ JISマークのデザインの変更

JISマーク表示制度の仕組みが変わることから、これに合わせてマークのデザインも変更されます

## 現行制度



## 新制度案



図3 JISマークのデザインの変更

(新デザインは、公募を経て決定される予定)。この際、特定側面（安全、環境等）に係るJISに適合したことを示すJISマークを新たに整備されます。

また、事業者や消費者からのニーズを踏まえ、認証の対象となる製品規格を整備することにより、多様な認証ニーズに対応できるようになります。なお、マークは、対応する規格の種類に応じて使い分けられるものとし、マークによる情報提供機能の充実により消費者等の製品選択に資するものとなります。(図3参照)

### (2) 経過措置

- ① 登録認証機関の登録申請等は、平成17年4月1日（法施工前）から受け付けることとします。
- ② 法施行の際、現に認定を受けている者（「既認定業者」）は、改正後も3年間に限り（平成20年9月末まで）、現行JISマークを付することができることとなります。この間、既認定業者に対する公示検査等所要の監督制度は維持

されます。

- ③ 3年間の経過期間終了後は、何人も現行JISマークを付することが禁止されます。（ただし、平成20年9月末までにマークを貼付した在庫品についての販売・出荷は禁止されません。）
- ④ 改正法施行前に行われた認定申請でその認定行為が完了していないものについては、経過措置期間中であっては、従前のおり認定等が行われます。

### 3. 試験事業者認定制度（JNLA制度）

JNLA制度は、平成9年に創設された国による試験事業者認定制度です。

現行のJNLA制度では、JISマーク指定商品以外の鉱工業品に係る試験の事業を行う者は、主務大臣（経済産業大臣が主務大臣となる場合は、独立行政法人製品評価技術基盤機構が権限を委任されています。）に申請し、主務大臣が定める基準（試験を的確・円滑に行う技術的能力を有する、試験を適性に行うに必要な業務の実施方法を定め

ている。)に適合している旨の認定を受けることができます。(このようにして認定を受けた事業者を認定試験事業者とといいます。)

認定試験事業者は、認定されている区分に係る試験を行ったときは標章(JNLAロゴマーク)を付した証明書を交付することができます。

#### (1) JNLA制度の改正点

新JNLA制度は平成16年10月1日から施行されます。

現行の国が試験事業者を認定している制度から、登録要件「国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準(ISO/IEC 17025)」を満たしている試験事業者の試験所(登録試験所)を国へ登録する制度になります。

##### ① 試験証明書交付対象の拡大

現行JISマーク表示制度の対象となる指定商品に対して行う試験は、現行JNLA制度の対象から除外されていましたが、指定商品制の廃止に伴い、鉱工業品に係るすべて試験方法規格をJNLA制度の対象とすることとし、JISに定める方法により試験を行った場合には、JNLA標章付き証明書を交付することができるようになります。

##### ② 国による制度の信頼性の確保措置

登録試験所に対する国による監督措置(報告徴収、立入検査等)については所要の規定がおかれます。

#### (2) 経過措置

法施行の際、現に認定を受けている試験事業者は、旧法で定める区分について、新法による登録を受けたものとみなされます。

登録に更新制が導入されたことに伴い、登録を受けたものとみなす期間については、施行後2年間又は認定を受けた日から更新期間(3年を超える政令で定める期間)までのいずれか長い期間となります。

## 4. 建材試験センター(JTCCM)の取り組み

### (1) 組織横断的取り組み体制

これら一連の制度改革に組織的に対応するため、当センターでは平成16年7月に標準部を発足させ、標準部を中心に組織横断的にこれらの業務に取り組む体制を整備しました。新JISマーク(M), JNLA(L), 特定標準化機関CSB(C)を3本柱とするMLSプロジェクトを立ち上げ平成17年4月1日の認証機関の登録申請受付開始に向けて検討を進めております。

① JISマークでは、従来から指定認定機関、指定検査機関として認定・検査業務に取り組んでおり、土木・建築部門では、主要な位置を占めております。JNLA関係では、試験所がISO/IEC 17025に基づく品質システムを構築しJNLA制度に基づく試験事業者として認定を受けており、また、国内有数の建築・土木材料の試験機関として数多くの実績を有しています。

新JISマーク制度では、規格適合性の確認は指定認定機関の試験設備を用いて、指定認定機関の職員が行うのが原則となっており、次の4方法が許容されています。

- a. 申請者の試験所で、登録認証機関の試験員が実施。
- b. 申請者の試験所で、申請者の試験所の試験員が実施し、登録認証機関の試験員が立会う。
- c. 第三者試験機関で実施。その結果を登録認証機関に報告。
- d. 申請者の試験所で、申請者の試験所の試験員が実施。その結果を登録認証機関に報告。

当センターでは、これらの何れの方法にも的確に対応できる技能と力量を有する職員を擁しています。

② CSB関係では、当センターはこれまで土木・建築部門で100件以上のJIS原案作成の実績があり、団体規格である建材試験センター規格（JSTM）を60件以上制定しております。また、ISO/TAG8（建築）の他、TC146/SC6（室内空気/室内汚染物質の測定方法等）及びISO/TC163/SC1（建築環境における熱的性能とエネルギー使用：試験及び測定方法）の国内審議団体を引き受けております。また最近、中央試験所長がTC162（ドア及び窓）の国際議長を引き受けるなどの国際標準化活動も積極的に関与しております。

## (2) 新JIS法に対応した情報システムの構築

① 建築・土木材料では、ライフサイクルが長いことから、高い「性能、コスト、信頼性」が要求されます。

製品認証に力点を置いた新JIS制度での新マーク表示のイメージは図3のとおりですが、限られたスペースに多くの情報を表示するのは困難であり、さまざまな付加情報を伝えるには情報技術の活用を検討すべきであると考えております。

一般認証指針（案）では、JISマークには登録認証機関の名称又は略号の付記を義務づけており、その他、以下の事項から選択することを規定しています。これらを決定するに際しては、多くの関係者のニーズを考慮する必要があります。このためには情報技術の活用が不可欠です。

- a. 製品等の種類・等級（日本工業規格に定められている場合）
- b. 製品等の特定の側面（日本工業規格に定められている場合）
- c. 製品等の目的付記（日本工業規格に定められている場合）
- d. 日本工業規格の番号
- e. 認証取得者名又は認証番号
- f. 製造の時期又は略号
- g. 製造業者及び／又は製造工場の名称又は略号

② 性能値の種類は、一般に下記に示す関係があります。これらを如何に公開するかが重要であり、上述した項目だけでは製品の差別化ができません。

これらデータの適切な公開は、規格の適切な見直し、商取引、技術進歩等に役立つものと確信しております。

小 ←

規制値 ≤ 国際規格 ≒ JIS規格

< カタログ値 ≒ 社内規格 < 実測値

→ 大

## 5. おわりに

当センターは、建築・土木分野の資材の試験業務、JIS、ISOの認証業務、JIS原案作成等の業務をこれまで以上に有機的に連携しながら生産者、使用者のニーズを的確に捕らえ、新JIS法の理念の実現に努力して参りたいと考えております。

# 一般認証指針(案)に基づくJTCCMの 認証手順(案)

米澤房雄\*

## 1. はじめに

製造業者等の新JISマーク表示認証は、本年10月に申請受付開始となります。当センターは、登録認証機関を予定しており、その業務を行う事務所を本部・標準部に設置予定しています。

標準部では、4月の登録認証機関の登録申請に向けて、一般認証指針(案)に基づき製品認証の申請、初回適合性評価(製品等の初回製品試験及び製造工場の初回工場審査)、認証の決定、認証契約、認証の変更、認証維持検査、認証マークの使用、日本工業規格の変更の実施などについて、登録予定認証機関即ち当センターとしての認証手順等の作成に取り組んでいます。認証手順の作成にあたっては、製品認証の範囲と関係する工業界、関係機関、団体等と調整しながら進めているところです。

## 2. 認証指針の位置付け

登録認証機関の認証業務は、国が定めた認証指針(ガイドライン)に基づいて行うこととされています。その認証指針は、図1に示すような「一般認証指針」と「分野別認証指針」で構成されています。

一般認証指針は、ISO/IECガイド67(適合性評価—製品認証制度の基礎(制度の分類))の「システム5」に基づいて手順を定めたISO/IECガイド28(第三者製品認証制度の指針)を基礎と

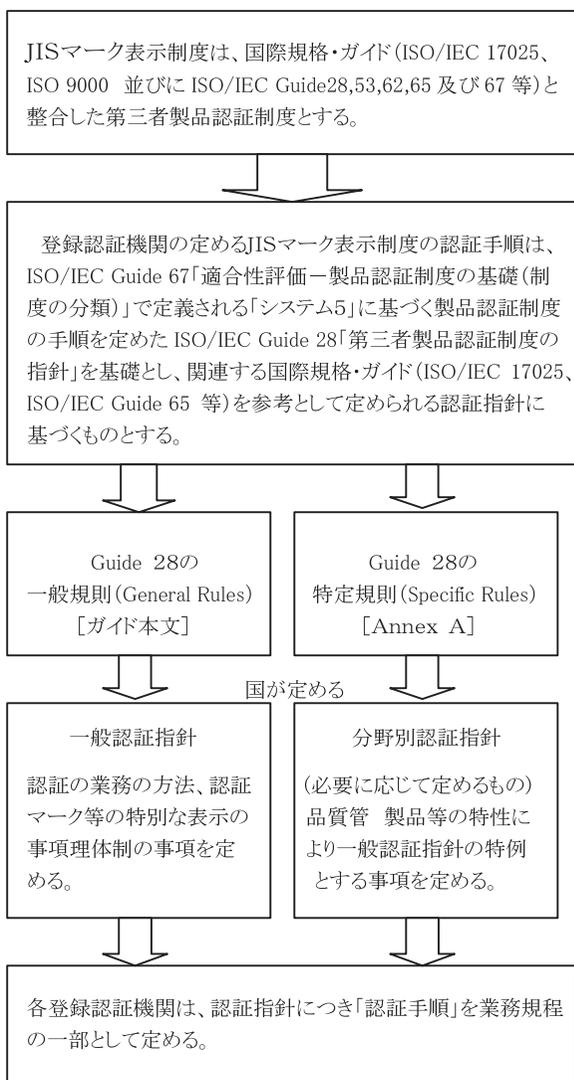


図1 新JISマーク表示制度における認証指針の構成

\* (財) 建材試験センター本部事務局 上級専門職 (標準部)

して、登録認証機関が行う「認証の業務の方法」、  
「認証マーク等の特別な表示の事項」及び「品質  
管理体制の事項」を定めたものです。また、登録  
認証機関は、登録認証機関としての適合性評価の  
資格要件に、ISO/IEC ガイド65（製品認証機関に  
対する一般要求事項）が要求されています。

一般認証指針（案）は、分野横断的に適用可能  
な共通の事項を定めた指針であり、分野別認証指  
針（案）は、業種・製品の特性により一般認証指  
針では対応できない場合に限り、業種・製品特性  
別に特例事項を定める指針です。例えば、分野別  
認証指針におけるJIS規格の具体的例示では、レ  
ディーミクストコンクリート（JIS A 5308）、コ  
ンクリート二次製品（JIS A 5731～5733）等の  
生産工場数が比較的多く有していることから、関  
係団体が参画した委員会を構築して、分野別認証  
指針としての審議・策定を行っているところで  
す。

### 3. 製品認証の範囲

#### 1) 認証の申請

認証の対象とする製品等（製品、製品群、材料  
等）は、適合性の評価を対象とする日本工業規格  
に基づく製品規格です。即ち、これら製品等は、  
品質要求事項を規定したフルスペック規格の製品  
規格となります。ただし、寸法規格のみによる製  
品等は、認証の対象外となります。また、部分的  
な品質要求事項を規定した製品規格（モジュール  
規格）を用いる場合は、認証マークの特定の側面  
に係るものとして、製品等の認証に適用するもの

- 1) 「製品等の規格適合性試験」、「製品等を製造す  
る工場における品質管理に係る工場審査」及び、  
認証後の「サーベイランス（認証を維持するた  
めの検査）」を実施することを前提に認証を行う  
形式の製品認証制度

となります。

製品認証を申請する申請者は、製品等を製造す  
る国内又は海外の製造業者、加工技術を用いて鋳  
工業品を加工する加工業者、製品等の販売或いは  
OEM方式による販売業者、製品等の輸入又は外  
国において輸出を専門とする輸入又は輸出業者と  
します。

認証を申請するための申請書は、以下に示す5  
つの事項の記載のほか、初回適合性評価に係る品  
質管理実施状況説明書及び当センターが定めた要  
求事項に適合する説明資料の提出が必要となりま  
す。

- ① 申請者の名称、所在地
- ② 認証対象となる製品等の名称
- ③ 認証の区分
- ④ 認証の対象範囲となる全ての製造工場の名  
称、所在地
- ⑤ 製品等に適合する日本工業規格の番号、名  
称

#### 2) 認証の区分

認証の区分は、日本工業規格ごとを原則として  
いるので、当センターでは、JIS規格で分類され  
ている部門記号Aの土木及び建築を主として、そ  
の他、部門記号G・鉄鋼、部門記号H・非鉄金属、  
部門記号K・化学、部門記号R・窯業、部門記号  
S・日用品の一部を製品認証の区分として予定し  
ています。これらの部門を認証の対象としたのは、  
当センターの基盤中枢である中央試験所や西日本  
試験所の総合的な試験事業、また現行JIS工場表  
示制度に基づくJIS工場認定の指定認定機関及び  
公示検査に係る事業、そしてISO 9001、14001等  
の登録審査に係る事業の3事業において三位一体  
となり、永年築き挙げた経験と実績によるもので  
す。

また、新JISマーク表示制度と関連する新JNLA  
では、中央試験所及び西日本試験所が、登録を既

に取得しているJNLA（試験事業者）の試験区分に加え、新規の試験区分を追加登録する予定です。従って、このような背景やニーズに応じて、現況における製品認証の区分を選択肢したものです。

登録申請する予定の認証の区分は、部門記号Aでは現行の指定商品規格を主体とした分野に加え、非指定商品規格のシャッター構成部材、道路用碎石、ボード類、アスファルトルーフィング、木構造用金物、コンクリート用化学混和剤ほか、鋼管足場等を含めた各分野とし、約123規格になります。その他の部門については、PC鋼線ほか、アルミニウム押出型材、ペイント系、れんが、ガラス類、耐火金庫等の各分野で、約25規格を予定しています。

なお、日本工業規格ごとを原則としている認証の区分には、次のいずれか又はJIS規格との組合せにおいても認証の対象となります。これらは、具体的な分野別の認証の区分として、認証手順の中で作成しているところです。

- ① 特性の共通した製品群で、複数のJIS規格の要求事項に跨るような製品（例えば、鋼材など）
- ② JISに定める種類、等級毎の製品（例えば、レディーミクストコンクリートなど）

## 4. 製造工場の初回工場審査

### 1) 初回工場審査の方法

初回工場審査では、申請者に対して申請者の製造工場に関する品質管理実施状況説明書及び当センターが定めた要求事項に適合する説明資料等の提出が求められます。これは、申請者の製造工場で作成される認証対象の製品等に係る品質管理体制を評価するための手続きとなります。また、審査を円滑に行うために、申請者は製造管理部門と独立した必要な権限と能力を有する品質管理責任者を特定しなければなりません。

初回工場審査は、社内規格、管理記録、製造工程中で実施した製品等の適合性評価に係る測定、試験・検査の記録等について確認し、品質管理体制を評価します。

申請者は、品質管理実施状況説明書について、次のいずれかを選択できます。

- ① 資材、製造方法、検査方法、製造設備、試験・検査設備等の技術的生産条件に基づく品質管理体制に関する説明書（一般認証指針・附属書2の品質管理実施状況説明書の基準（A））
- ② 品質マネジメントシステムに係るISO 9001又はJIS Q 9001に基づく品質管理体制に関する説明書（一般認証指針・附属書2の品質管理実施状況説明書の基準（B））
- ③ 当センターが上記①又は②と同等であると判断できるもの

### 2) 品質マネジメントシステム審査登録等の結果の活用

申請者が品質マネジメントシステム（ISO 9001）の審査登録証の写し及び審査登録報告書の写しを申請書に添付した場合は、初回工場審査において、当該審査登録結果を品質管理実施状況説明書の該当部分に活用できます。

これには、申請者の製造工場の品質管理体制がISO 9001又はJIS Q 9001に基づいて実施しており、かつIAF（国際認定機関フォーラム）のMLA（相互承認協定）に署名している認定機関から認定を受けた審査登録機関による審査登録を取得していることが、必要条件となります。

また、申請のあった製造工場が工業標準化法（旧法<sup>2)</sup>）第19条第1項又は第25条第1項に基づき認定されている場合は、認定書の写しを申請書に添付したとき、その認定書の製造工場の範囲と

2) 現段階では現行法。

申請に係る製造工場の範囲が一致する場合において、品質管理実施状況説明書の書面審査で置き換えることができます。

## 5. 製品等の初回製品試験

### 1) 試験用の製品等（サンプル）の抜き取り

初回製品試験を実施するために、実際の試験用のサンプルの抜き取りは、当センターの審査員若しくは試験員が行います。サンプルの抜き取り方法やサンプル数は、当センターが定めた分野別の認証手順によるものとします。

試験用のサンプルは、製造工程を代表するもので、所定の原材料、部品等を用いて、所定の製造設備及び製造方法により製造されたものとします。

なお、試験用サンプルが試作品の場合は、特例として初回製品試験を行うことを認めるものとします。この場合は、対象となる製品等の製造開始後の試験用サンプルとの品質性能の適合性を把握するために当センターが検証を行います。

また、試験用サンプルに前処理を必要とする場合（例えば、レディーミクストコンクリートの圧縮強度試験用供試体等）又は試験時間が長くなる等の事情については、初回製品試験の開始が初回工場審査の前に実施することは可能です。この場合は、当センターは、初回工場審査時で当センターの審査員等が予め抜き取った試験用サンプルについて、次の事項の確認を行うものとする。

- ① 試験用の製品等（サンプル）は、認証対象の製品等が製造工程を代表しているもの。
- ② 試験用の製品等（サンプル）の抜き取り後、製造工場の品質管理体制に変更や修正があった場合、そのサンプルが品質管理体制の変更や修正においても初回製品試験として適合すること。

### 2) 初回製品試験の実施

当センターでは、対象となるJIS規格に基づいて初回製品試験を実施しますが、試験は当センタ

ーの中央試験所（埼玉・草加市）又は西日本試験所（山口・山陽町）で行うことを原則とするものの、一般認証指針（案）では、初回製品試験の実施方法として、当センターの両試験所以外の試験所で行うことが可能となります。この場合の実施方法は、以下に示すような方法が例示されています。

#### <登録認証機関・当センターの立会いによる方法>

- ① 申請者の試験所で、当センターの試験員が試験を実施する場合。
- ② 申請者の試験所で、申請者の試験所の試験員が試験を実施し、当センターの試験員が立会う場合。

#### <登録認証機関・当センターの両試験所以外の試験所等による試験データを活用する方法>

- ③ 第三者試験機関で実施し、その結果を当センターに報告する場合。
- ④ 申請者の試験所で、申請者の試験所の試験員が試験を実施し、その結果を当センターに報告する場合。

なお、登録認証機関・当センターでは、これらの実施方法に対して、申請者の試験所又は第三者試験機関がISO/IEC 17025（JIS Q 17025「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」）の該当する要求事項を満足しているかどうかを検証します。即ち、当センターの立会いによる方法の①及び②の場合は、申請者の試験所である試験設備、試験員等がISO/IEC 17025の該当する要求事項を満足していること、また第三者試験機関又は申請者の試験所が作成した試験データの活用の③又は④の場合は、ISO/IEC 17025に規定する要求事項の中で該当する部分を満足している能力を有していること、などをどのような認証手順でもって実証しなければならないか、具体的に定める必要があります。例えば、ISO/IEC 17025の要求

事項に基づいた「試験要員等の教育訓練」, 「試験・校正方法及び方法の妥当性確認」, 「設備・測定等のトレーサビリティ」, 「試験・校正結果の品質の保証」等について検証を行います, ①から④までは段階順に厳しく精査されます。

## 6. 認証維持検査

認証維持検査は, 「認証維持工場審査(製造工場の品質管理体制のサーベイランス)」及び「認証維持製品試験(製品等の日本工業規格への適合性のサーベイランス)」を実施するものです。

認証維持検査は, 認証された日から起算し3年以内に1回行うこととしますが, 分野によっては期間の異なる場合もあります。これについては, 一部の分野別の認証手順の中で作成するところとなります。

### 1) 認証維持工場審査

認証維持工場審査は, 製造工場の品質管理体制が初回工場審査の時に確認した品質管理実施状況説明書の内容のとおり維持・運用されていること, かつ効力を有していることを確認するものです。

なお, 当センターでは, IAFのMLAに署名している認定機関から認定を受けた審査登録機関によるISO 9001審査登録制度のサーベイランス結果等の適合性評価機関結果を有する場合は, これらを活用するものとしています。

### 2) 認証維持製品試験

認証維持製品試験におけるサンプルの抜き取り方法や試験の実施方法は, 初回製品試験と同方法で行います。

これは, 認証維持工場審査時に抜き取ったサンプルの試験を行い, 当該製品等がJIS規格に適合しているかどうかを確認するものです。

認証維持製品試験の項目は, 初回製品試験の項目のうち, 当センターが分野別製品ごとに定めた認証手順に基づいて実施します。

### 3) その他の認証維持検査

認証された製品等が特注品の場合, 高価なサンプル(例えば, 耐火金庫等)や初回製品試験が極めて複雑な製品等の認証維持検査は, 当センターでは初回製品試験の全要素を必ずしも繰り返し実施する必要性はありませんが, 認証手順に定めた方法で実施することとしています。

従って, この認証手順では, 認証維持工場審査のみとするか, 或いは初回製品試験における試験用サンプルの仕様と同等であることを確認するための簡易な試験を行うことをも含め, 検討しているところです。

次に, 臨時の認証維持検査は, 以下の事項が生じたときに実施します。

- ① 認証された製品等の仕様変更がJIS規格への適合性, 或いは技術的生産条件の変更が製造工場の品質管理体制の適合性に影響する場合。
- ② JIS改正が製品等の適合性, 或いは製造工場の品質管理体制の適合性に影響する場合。
- ③ 製品等のJIS規格への適合性, 或いは製造工場の品質管理体制の適合性について第三者から苦情の申立てによる場合

## 7. 認証マーク

### 1) 認証マーク

認証マークは, 認証契約に基づいて認証取得者が適切に表示等を行わなければなりません。表示の管理について, 当センターは記録帳票, カタログ, 電子情報(インターネット, POS等), などを確認することを検討しています。

認証取得者に対する認証マークの表示方法は, 以下に示す事項で行わなければなりません, 当センターとしては, 分野別製品等の認証手順で対応することを検討しています。

- ① 認証された製品等の本体, 包装, 容器, 送

付状等の箇所に表示すること。

- ② 認証された製品等の購入者が容易に識別でき、容易に消えない方法の表示をすること。
- ③ 認証マークの形状が改変されない方法で表示すること。

## 2) 付記事項の表示

認証取得者が認証マークに付記する表示事項は、認証契約で定めた当センターの名称又は略号のほか、以下に示す事項について表示するものとします。

- ① 製品等の種類・等級（JIS規格で定められている場合）
- ② 製品等の特定の側面（JIS規格で定められている場合）
- ③ 製品等の目的付記（JIS規格で定められている場合）
- ④ 日本工業規格の番号
- ⑤ 認証取得者名又は認証番号
- ⑥ 製造の時期又は略号
- ⑦ 製造業者或いは製造工場の名称又は略号、また製造業者又は製造工場が複数の場合はその識別表示

## 8. 認証契約

認証契約は、登録認証機関が認証取得者に認証の決定を行った後、認証取得者と締結することとなります。即ち、認証契約を締結することによって、認証取得者は認証マークの表示をすることができます。

認証契約の様式は、以下に掲げる事項について、原則的に明示するものとされるので、当センターは認証手順で詳細を作成しているところです。

なお、一般認証指針（案）の附属書3で示されている契約書（参考例）について、項目のみを紹介いたします。（次ページ表1参照）

- ① 認証契約の有効期間
- ② 認証マーク使用許諾の条件、誤用の措置
- ③ 認証維持検査の条件
- ④ 技術的生産条件等の変更に係る通知
- ⑤ 苦情等の処理
- ⑥ 認証マークの使用停止
- ⑦ 認証の証明
- ⑧ 守秘義務
- ⑨ 異議申し立て
- ⑩ 認証マーク等の表示の事項及び方法

## 9. おわりに

登録認証機関を予定している当センター・標準部は、新JISマーク表示制度を円滑に進める上で、また認証業務の信頼性のポテンシャルを高めるために、現在業務規程として位置付けられる認証手順を作成しているところです。

新JISマーク表示制度に係る最新情報、建材試の取り組み、或いは認証手順の考え方などについて、多くの方々に情報を提供していく為に昨年12月に引き続き、2月に説明会を開催しますが、4月の認証機関登録後にも説明会を予定致します。

その都度、本誌、HP等でご案内致します。

表1 認証マーク等の使用に係る契約書(参考例)

## 認証マーク等の使用に係る契約書(参考例)

認証取得者(以下、「甲」という。)と登録認証機関(以下、「乙」という。)は、乙の認証に基づく甲に対するJISマーク及び乙の名称/略号を含む付記事項(以下、認証マークという。)の使用に関し、次のとおり契約する。

- 第1条 (用語の定義)
- 第2条 (権利及び義務)
- 第3条 (認証マーク等の使用及び範囲)
- 第4条 (試験用製品等の提供)
- 第5条 (改善勧告)
- 第6条 (改善中の認証マーク等の使用の停止)
- 第7条 (承継)
- 第8条 (試験等の際しての損害)
- 第9条 (第三者への業務の委託)
- 第10条 (認証維持検査)
- 第11条 (認証製品等及び製造工場の技術的生産条件の変更)
- 第12条 (苦情への対応の記録)
- 第13条 (苦情等の処理)
- 第14条 (認証の公表等)
- 第15条 (機密の保持)
- 第16条 (認証に係る費用)
- 第17条 (契約の有効期間)
- 第18条 (認証マークの使用の一時停止及び認証の取消し)
- 第19条 (契約の解除)
- 第20条 (不可抗力による契約の終了)
- 第21条 (認証マーク等の抹消等)
- 第22条 (日本工業規格、国又は乙の認証の基準の変更)
- 第23条 (本契約に定めていない事項)

## 新JNLAとJTCCMの取り組み

柳 啓\*

### 1. はじめに

「工業標準化法（JIS法）の一部を改正する法律」が平成16年6月9日公布されたことを受け、新JNLA制度が同年10月1日より、新たにJIS法に基づく試験事業者登録制度としてスタートしました。

本制度は、経済産業大臣から権限委任を受けたNITE認定センター（IAJapan）が「国際標準化機構及び国際電気標準会議」が定めた試験所に関する能力を定めた規格（ISO/IEC 17025）の要求事項に適合しているかどうかの審査を行い試験事業者を登録する制度です。ここでは、これまでの試験所認定制度（JNLA）の概要と新たにスタートした試験所登録制度（新JNLA制度）<sup>1)</sup>の特徴等について紹介します。

### 2. 試験所認定制度（JNLA）の概要

平成9年9月に工業標準化法に基づく試験事業者認定制度（JNLA）が創設されました。本制度は、ISO/IEC GUIDE 58（JIS Z 9358）<sup>2)</sup>に適合する認定機関である独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE）<sup>3)</sup>がISO/IEC 17025（JIS Q17025）<sup>4)</sup>の試験所に対する要求事項に適合していることを審査して試験事業者を認定するというもので、国際ルールに基づいて運営されています。認定された試験事業者は、JISに規定されている試験又は引用されている試験を実施する技術能力を持って



JNLAロゴマーク



MRAロゴマーク

図1 JNLA, MRAロゴマーク

いることとなります。ちなみに、従来（平成16年10月1日以前）のJNLA対象のJIS規格は、製品規格約3000規格中、土木建築部門では116規格、方法規格2800規格中、土木建築部門では194規格でした。

当センター中央試験所は、建築材料分野（現在、土木・建築分野）の試験所としては、他の試験機関に先駆けISO/IEC GUIDE 25<sup>5)</sup>による品質システムを構築し、平成10年8月11日付けで通商産業大臣（現在、NITE理事長に業務移管）からJNLA試験事業者として認定されました。認定された区分の試験を実施した場合、固有の標章（JNLAロゴマーク）付き試験証明書を発行出来ることとなります。（図1参照）

\*（財）建材試験センター中央試験所 品質管理室長



図2 JNLA制度の登録業務の流れ

標章付き試験証明書により、JISマーク非表示品目の自己適合宣言の信頼性を高めることができます。また、MRA対応の試験証明書は、ILAC（国際試験所認定協力機構）<sup>6</sup>及びAPLAC（アジア太平洋試験所認定協力機構）<sup>7</sup>加盟国間の相互承認協定（MRA）<sup>8</sup>によって受け入れられるようになり、国際間の取引において重複して行われていた試験を省くことができる「One Stop Testing」の実施が可能になります。

現在、当センターでは、下記に示すように国際MRA対応試験事業者として3事業者（太字）、JNLA認定試験事業者として9事業所が認定されています。

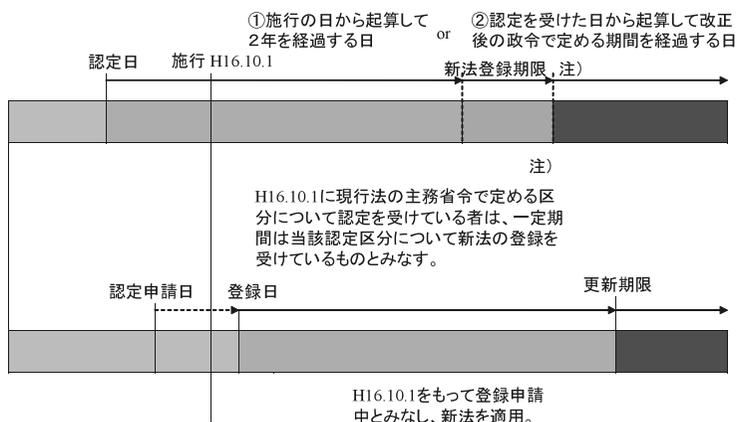
- ①中央試験所品質性能部
- ②中央試験所工事材料部両国試験室
- ③中央試験所工事材料部草加試験室
- ④中央試験所工事材料部浦和試験室
- ⑤中央試験所工事材料部船橋試験室
- ⑥中央試験所工事材料部三鷹試験室
- ⑦中央試験所工事材料部横浜試験室
- ⑧西日本試験所
- ⑨西日本試験所福岡試験室

### 3. 新JNLA制度の概要

#### 3.1 新制度の特徴

新JNLA制度の目的として「自己適合宣言の支援策に加え、新JISマーク制度にも活用」が掲げられています。新制度の概要と特徴を下記に示します。（図2参照）

- ① 試験事業者の「認定制度」から試験事業者の「登録制度」に移行。
- ② 認定の対象となる試験の範囲は、「指定商品以外の鉱工業品に限定」から登録の対象となる「JISで定める全ての鉱工業品」となり、「非指定商品の縛り」が無くなる。
- ③ 試験事業者の認定基準は、主務大臣が定める基準「試験を的確・円滑に行う技術的能力を有する、試験を適正に行うに必要な方法を定めている。」から試験事業者の登録基準「国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた国際的な基準（ISO/IEC17025＝JIS Q 17025を指す）に適合する。」に移行（改正法第57条）。
- ④ 「更新性」の無い試験事業者認定制度から更新性を導入した試験事業者登録制度に移行。（改正法第59条）なお、「登録は、3年を下らない政令で定める期間（4年を予定；経済産業省）毎にその更新を受けなければ、その期



注) 当該認定区分について新法の登録を受けているとみなされる認定試験事業者が登録を受けようとする場合は、①又は②のいずれか遅い方の期間内に登録を受けなければならない。

図3 JNLA制度の経過措置のイメージ図

間の経過によって、効力を失う。」としている。

- ⑤ 既JNLA認定試験事業者に関する経過措置については、「平成16年10月1日の施行日から起算して2年を経過する日又はその認定を受けた日から政令で定める登録の有効期間を経過する日の何れか遅い日までの間は、新制度における登録を受けているものとみなす。」と定めている。(図3参照)

### 3.2 新JNLA登録区分の概要

平成16年10月13日公示された新JNLA認定区分の概要を以下に示します。(告示：「工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第1条但し書きに基づく一区分として扱う試験方法を定める件(経済産業320)」)

本告示は、新JISマーク制度に関連した「製品のJIS適合性試験」が平成17年度から実施されるのに伴い、新JNLA認定区分設定の第一段階として、従来の認定区分(非指定品目を対象)に指定品目(約1200規格を対象。そのうち、A分類は95規格)を加え、区分の見直しを行ったものです。

法改正に伴うJNLA拡充計画については、NITEに設置されている14あるJNLA等技術委員会分科会(土木・建築分野、電気分野、鉄鋼・非鉄金属等)が中心になって作業を進めているところです。今回の法改正によって、JNLA対象JIS規格が大幅に追加されることから、NITEでは、二段階に分けて実施する拡充計画を策定しています。第1段階(今回)では、「現行の指定品目約1200規格」を追加した新登録分野・区分について、昨年10月1日に登録試験所の登録を開始しています。次いで、第2段階として、「現行の非JNLA品目約4300規格」の追加作業を行い、平成17年4月1日に登録試験所の登録を開始するとしています。

第一段階におけるJNLA拡充計画により、指定商品に関する試験方法を中心にJNLA登録区分は、101試験区分から482試験区分に拡大されました。

## 4. JTCCMの取り組み

当センターでは、試験業務に密接に関連する「土木・建築分野」の試験区分を中心に登録申請を行う準備を進めています。

新JNLA制度に基づく試験区分の登録に際し、当

センターでは、つぎの3点を方針として掲げています。

- ① 新JISマーク製品の認証に係わる試験  
(登録認証機関)
- ② 公示検査の実績のある製品の試験(需要が多い試験)
- ③ 第三者試験機関として必要な試験

これらの登録が完了すれば、JIS規格、公共建築工事標準仕様書等で要求されている建築・土木分野の試験がほぼすべて対応できることとなります。

## 5. おわりに

現行の日本工業標準化法により、適用が制限されていたJNLA制度が今回の法改正により本来の機能を果たし、新JISマーク制度の一翼を担うことになると思います。

また、WTOを中心とする自由貿易体制を補完するものとして、政府が進めている2国間、地域間のMRA(相互承認協定)及び最近注目を浴びている東アジアを中心としたFTA<sup>9)</sup>(自由貿易協定)による輸出入の際もJNLAの標章付きの試験証明書は有効に機能することが期待されております。

注)

- 1) JNLA: 試験事業者登録制度 (Japan National Laboratory Accreditation System)
- 2) ISO/IEC GUIDE 58 (JIS Z 9358): 「校正機関及び試験所の認定システム-運営及び承認に関する一般要求事項」
- 3) NITE: 独立行政法人製品評価技術基盤機構 (National Institute of Technology and Evaluation)
- 4) ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025): 「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」
- 5) ISO/IEC GUIDE 25 (JIS Z 9325): 当時の適用指針で、JIS Z 9325として規格化された。現在はISO/IEC 17025 (JIS Q 17025)に移行。
- 6) ILAC: 国際試験所認定協力機構 (International Laboratory Accreditation Cooperation)
- 7) APLAC: アジア太平洋試験所認定協力機構 (Asia Pacific Laboratory Accreditation Cooperation)
- 8) MR: 相互承認協定 (Mutual Recognition Arrangement)
- 9) FTA: (Free Trade Agreement)

—JTCCMのJIS原案作成業務とCSBとしての取り組み—

## 特定標準化機関（CSB）登録に向けて

久保寛子\*

### 1. はじめに

#### 1.1 規格の社会的役割

標準化は、経済・社会活動の利便性の確保、生産の効率化、公正性の確保、技術進歩の促進、安全や健康の保持、環境保全等の観点から、製品の品質に一定の水準を与えることができる「ものさし」となります。

近年は、単なる「ものさし」としての役割のみならず、技術革新の進展、社会ニーズの多様化、WTO/TBT協定による国際標準化の重要性増大、規制緩和の推進等、標準化をめぐる環境変化に伴い標準化の役割も大きく変化しています。

#### 1.2 我が国における標準化戦略

我が国においては、この標準化を取巻く変化に適切に対応するため、日本工業標準調査会における「21世紀に向けた標準化課題検討委員会（平成12年5月）」の報告を受け、産業競争力の強化、社会ニーズへの的確な対応（消費者・高齢者・障害者、環境保全）、強制法規へのJIS引用の促進及び国際標準化活動の基盤強化を重点とした工業標準化戦略が推進されています。

##### (1) 産業競争力の強化

1995年にWTO/TBT協定が発効されたことを受け、透明性、公平性をもった国際整合化を確保した規格が必要となって来ました。そのため国際標準が各国の産業競争力に影響を与えるとの認識が高まっており、国際標準化を視野に入れたJISを

制定することが必要になりました。このため、先端技術分野や研究開発成果を迅速に国内規格化し、国際標準へとつなげることが産業競争力を確保するための重要な課題となります。

##### (2) 社会ニーズ対応

規格は、企業ニーズの他、使用者、消費者ニーズを十分に配慮した上で品質を規定する必要があります。消費者の価値観が多様化し、地球環境や安全志向、高齢者・障害者対応、リサイクル品、福祉製品等の増加が進展しており、消費者ニーズに対応した標準化、とりわけ環境JISの作成が必要とされています。一方、安全性や環境保護の分野は強制法規の技術基準によって規制されている場合が多く、これらの技術基準との連携に留意し規格を作成する必要があります。

環境JISは、3R（リデュース、リユース、リサイクル）配慮製品、省エネルギー機器等の普及、製品有害物質対策、環境汚染対策等の環境配慮を目的とした標準化とされています。循環型経済社会構築の観点から、リサイクルと廃棄物処理の統合的推進等が課題として示されており、それらを推進するための環境整備として環境・資源循環に関連するJISに対する期待が高まっています。製品本来の機能と製品のライフサイクルの各段階を通じた環境のバランスを確保することにより、環境保全に資するJISを通じた体系的な環境配慮を推進していくことが提言されています。

\*（財）建材試験センター本部事務局 標準部

### (3) 強制法規へのJIS引用の促進

規格・基準の性能規定化は国際潮流となりつつあります。このためにも、強制法規の技術基準とJISの整合化、技術基準の性能規定化に伴う仕様適合立証例示等としてJISを活用することが求められています。また、国際整合化された製品を供給するために、性能規定化の一層の推進を受けた任意規格の整備・体系化が必要とされています。

## 2. JTCCMでのJIS規格原案作成

### 2.1 JIS規格原案作成することの目的

JIS規格は、ISO/CASCO等で定める規格適合性の第三者証明に資するものと認識しています。換言すれば、製品の製造・販売者並びにユーザ・消費者が共通の認識で公正に評価・判断可能となる公益的な規格とする必要があります。それと同時に、規格作成は、当センターが試験・評価のみならず所定品質の製品が安定供給されることを保証・証明し、ユーザ・消費者の判断を支援する第三者証明・認証などに繋がると考えます。

従って、当センターでは次の事項を基本原則とした、規格作成を行っています。

- ① 国際規格の遵守
- ② 国際ルールに基づく規格適合性に関する認証・証明との連動性
- ③ 国内法令基準との連動性と調和性
- ④ 国内産業の合理的な発展に寄与できる要件整備の支援
- ⑤ 地球環境保全並びに健康安全性及びハンディキャップ者と共生社会形成の支援
- ⑥ 政策並びに公益的事業支援に資するもの

### 2.2 JIS原案作成業務

JIS原案は、“工業標準化法第11条”により国主導のJIS原案が主でありましたが、民間団体等利害関係者の積極的な関与を促すため、平成9年に工業標準化法が改正され、“工業標準化法第12条”

による利害関係者からのJIS原案の申出が簡素化されました。(CSBは12条に基づく手続きに限りJIS規格原案の迅速化を図ることになります。)

当センターでは、11条及び12条による建築材料・土木材料関係を中心としたJIS規格の作成、並びにその管理を行っています。現在は、付表のように約100規格の規格原案作成団体として、JIS規格の管理を行っています。また、毎年約5件程度のJIS原案作成のための委員会を開催し、JIS原案の作成を恒常的に行っています。

11条関係では、主に基礎的、基盤的な分野、公共性の高い分野、政策普及の観点から必要な分野を対象としています。当センターでは主務大臣より委託を受けJIS原案を作成するために、技術情報等を調査分析し、必要に応じて実験検証を行うなど、基礎的なデータと基盤情報を収集するための調査研究を実施しています。

最近の調査研究の傾向としては、廃棄物抑制、オゾン層保護、省エネルギー等の「環境・資源循環」やVOC、ホルムアルデヒド等の「健康安全」など環境に関する分野を主として取組み、環境JISを中心とした規格作成を行っています。

一方、12条では、当センターの発意による試験方法規格等並びに製品製造者等で組織された工業会等の要請を受けての製品規格等のJIS原案作成や、制定したJIS規格の見直しによる改正を行っています。

### 2.3 規格のフォローアップ体制

制定・改正後のJISは、工業標準化法において“少なくとも5年以内に見直しを行い、必要があると認めるときは“改正”することとされています。技術進歩を的確に反映するためには、JIS原案作成団体は5年に関わらず、関連規格の動向などに注意を払いつつ、機会を捉え迅速かつ機動的な見直しを行うことが必要です。このため、当センターでは、作成したJIS規格のデータベース化を図り、問合せに対して迅速な対応を行うとともに

に、規格が適切な内容を維持できるよう内外の規格関係者との連携を取りながら規格の維持管理を行うなどの体制を整備しています。

### 3. CSB制度とは

#### 3.1 CSBの定義・目的

CSB制度は、JISの制定又は改正に至る調査審議及び事務処理の効率化・迅速化によって、技術進歩の早い先端分野の標準化を促進するとともに、我が国の戦略的な国際標準化活動の推進に寄与することを意義としています。この背景には、先述したように産業競争力強化、社会ニーズに対応する市場創成、強制法規への引用の促進等新たな標準化政策を推進していくため、民間活力等を最大限活用し、迅速化・効率化を図るための新たな体制を整備することがあります。

#### 3.2 CSB制度の概要

現在、規格原案作成団体によって作成された12条のJIS原案は、主務大臣に申出を行い、日本工業標準調査会（JISC）に付議されます。JISCに付議されたJIS原案は、技術分野ごとに設置された専門委員会及び担当部会の調査審議が行われた後、主務大臣に答申され、適当であると認められれば官報で制定又は改正の公示がされます。

一方、CSBとして確認を受けている原案作成団体が、CSB要件を満たして作成したJIS原案の制定等を申し出た場合、原則として専門委員会の調査審議を行わず、担当部会での調査審議のみとなり、審議及び事務処理の効率化・迅速化を図ることが出来る制度です。（図1）

#### 3.3 CSBの組織的要件

CSBは、利害関係者の意見を十分に反映し、公平性かつ公開性を確保するなど表1の一定条件（CSB要件）に適合し、規格様式等も含めて適切かつ確実なJIS原案を作成することができる体制を維持していることなどが要求されています。

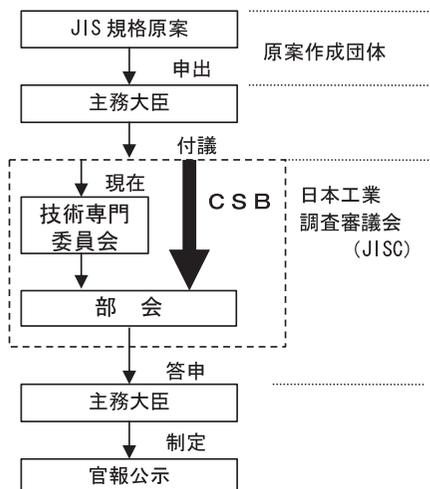


図1 12条申請におけるJIS制定の流れ

表1 特定標準化機関(CSB)の要件等

(CSB制度 実施要領より抜粋)	
CSBの対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>①コンセンサスを得るための体制の確保</li> <li>②最低5年間、原案作業に携わっているなどの原案作成の実績を有すること</li> </ul>
具備すべき要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>①原案作成委員会の運営及び合意形成のための運用基準の制定</li> <li>②原案作成のための体制               <ul style="list-style-type: none"> <li>1)手順書の整備と原案作成作業の継続性の確保</li> <li>2)JIS規格の管理 (5年ごとに見直しを行う体制の整備)</li> <li>3)意義申立てに対する処理プロセスの確立</li> </ul> </li> <li>③国際整合化の推進</li> <li>④公開性</li> </ul>

### 4. CSBに対するJTCCMの対応

規格作成は、国際標準化を視野に入れ、試験・評価方法、マーク表示、各種マネジメントシステムの指針等を踏まえた取組みが重要とされています。当センターは、規格作成から試験、認証までの業務をトータルで行える数少ない機関です。工業標準化法の改正を受けて、これまで当センターが個別に実施していた規格作成機能、試験機能、

工場審査機能及び認証機能を統合した標準化事業としての展開が予測されます。

工業標準化の転換期にある今、行政施策の収集とその解釈・調整、各業界意向・ニーズの把握とニーズに基づく協議・調整並びに組織化が当センターに課せられた課題であると認識しています。

国際化による規格の多様化、物流の活発化、企業の社会責任の強化、環境問題、健康安全性などを考慮すると、業界責任による規格化の動きは、将来的には活発化すると予測されます。従って、CSBによる規格作成の迅速化が業界の輸出入、社会的要請、仕様書等への戦略的な対応、営業戦略などの問題に対する業界メリットになると考えています。

規格の利用者（生産者・使用者）ニーズ、社会ニーズを的確に把握し、それに合致した公平性、透明性の高いJIS規格を作成するためにも、当センターが規格作成の事務局機能のみの役割ではなく、規格が国際規格との整合性、法令・仕様書等との連動性、さらには規定すべき事項までも提案できる機能（相談業務を含めた）を確保したいと考えています。

## 5. まとめ

これまで記述してきたとおり、JIS等の規格作成は、試験・評価、マーク認証の基盤を成すものであり、同時にこの三者は相互情報交流によりスパイラルに発展するものでもあります。これらの概念を図示したものが図2となります。

他方、社会的に見ても規格作成は、製品評価の始点であると同時に社会的な使用上の技術要求、関連機材の技術・基準との調和並びに国際整合化されたその時点での「評価尺度」の結果の反映でもあります。従って、社会的により適確な規格を作成するには、法令・仕様書要求を常に留意する必要があります。ISO等に対しても同様となります。CSB事業を遂行することは、単に生産者及び使用者要求に基づく「評価尺度」の標準を作成するに留まらず、関連技術との調和と新たな社会要求の調査、国際技術動向の調査結果を踏まえる必要があります。この為には法令、仕様書作成機関等との情報の交流が不可欠となります。当センターでは、これら情報調査と交流をCSB事業の主要活動の一つとして行っていく予定です。

付表 JTCCMが原案作成団体となっているJIS原案 次頁に掲載

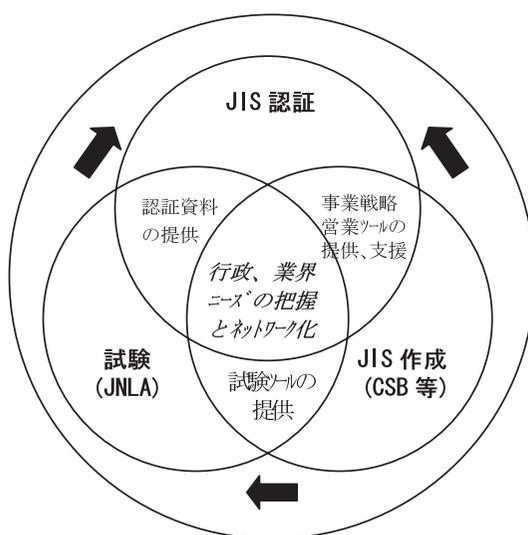


図2 当センターの業務関係

付表 JTCCMが原案作成団体となっているJIS原案

(2004.11.30現在)

規格番号	製品 or 試験方法	規格名称	委員長名
A1161	試験方法	気泡コンクリートのかさ比重、含水率、吸水率及び圧縮強度試験方法	狩野春一
A1162	試験方法	気ほうコンクリートの長さ変化試験方法	狩野春一
A1171	試験方法	ポリマーセメントモルタルの試験方法	大濱嘉彦
A1306	試験方法	減光法による煙濃度の測定方法	岸谷孝一
A1314	試験方法	防火ダンパーの防煙試験方法	岸谷孝一
A1323	試験方法	建築工事用シートの溶接及び溶断火花に対する難燃性試験方法	岸谷孝一
A1324	試験方法	建築材料の透湿性測定方法	土屋喬雄
A1325	試験方法	建築材料の線膨張率測定方法	土屋喬雄
A1405	試験方法	音響インピーダンス管による吸音率及びインピーダンスの測定—定在波比法	安岡正人
A1408	試験方法	建築用ボード類の曲げ及び衝撃試験方法	重倉祐光
A1409	試験方法	残響室法吸音率の測定方法	安岡正人
A1412-1	試験方法	熱絶縁材の熱抵抗及び熱伝導率の測定方法—第1部：保護熱板法（GHP法）	土屋喬雄
A1412-2	試験方法	熱絶縁材の熱抵抗及び熱伝導率の測定方法—第2部：熱流計法（HFМ法）	土屋喬雄
A1412-3	試験方法	熱絶縁材の熱抵抗及び熱伝導率の測定方法—第3部：円筒法	土屋喬雄
A1414	試験方法	建築用構成材（パネル）及びその構造部分の性能試験方法	狩野春一
A1415	試験方法	高分子系建築材料の実験室光源による暴露試験方法	田村 恭
A1420	試験方法	建築用構成材の断熱性測定方法—校正熱箱法及び保護熱箱法	土屋喬雄
A1422	試験方法	日よ（除）けの日射遮へい（蔽）係数簡易試験方法	岡 樹生
A1423	試験方法	赤外線放射温度計による放射率の簡易測定方法	藤井正一
A1424-1	試験方法	給水器具発生音の実験室測定方法—第1部：試験装置及び測定方法	安岡正人
A1424-2	試験方法	給水器具発生音の実験室測定方法—第2部：給水栓及び混合水栓の取付方法並びに作動条件	安岡正人
A1432	試験方法	被覆材付き配管の熱的性能測定方法	田中俊六

規格番号	製品 or 試験方法	規格名称	委員長名
A1435	試験方法	建築用外壁材料の耐凍害性試験方法（凍結融解法）	小池迪夫
A1436	試験方法	建築用被膜状材料の地下不連続部における耐疲労性試験方法	小池迪夫
A1437	試験方法	建築用内装ボード類の耐湿性試験方法	重倉裕光
A1438	試験方法	建築用外壁ボード類の耐水性試験方法	重倉裕光
A1440	試験方法	コンクリート床土の床仕上げ構造の軽量床衝撃音レベル低減量の実験室測定方法	安岡正人
A1453	試験方法	建築材料及び建築構成部分の摩耗試験方法（研磨紙法）	西 忠雄
A1460	試験方法	建築用ボード類のホルムアルデヒド放散量の試験方法—デシケター法	村上周三
A1470-1	試験方法	調湿建材の吸放湿性試験方法—第1部：湿度応答法—湿度変動による吸放湿試験方法	宮野利彦
A1470-2	試験方法	調湿建材の吸放湿性試験方法—第2部：密閉箱法—密閉箱の温度変動による吸放湿試験方法	宮野利彦
A1475	試験方法	建築材料の平衡含水率の試験方法	宮野秋彦
A1514	試験方法	建具の結露防止性能試験方法	藤井正一
A1718	試験方法	浴槽の性能試験方法	坂田種男
A1901	試験方法	建築材料の揮発性有機化合物（VOC）、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散測定方法—小形チャンバー法	村上周三
A2201	試験方法	送風機による住宅棟の気密性能試験方法	吉野 博
A4710	試験方法	建具の断熱性試験方法	木村 建
<b>A4801</b>	<b>製品</b>	<b>鋼製及びアルミニウム合金製ベネシャンブラインド</b>	<b>坂田種男</b>
A4902	製品	住宅用金属製防火雨戸	岸谷孝一
A5006	製品	割ぐり石	栗山 寛
A5009	製品	パーミキュライト	栗山 寛
A5102	製品	天然スレート	栗山 寛
A5105	製品	住宅用簡易水洗便器	栗山 寛
<b>A5210</b>	<b>製品</b>	<b>建築用セラミックメーソソリユニット</b>	<b>重倉祐光</b>
<b>A5212</b>	<b>製品</b>	<b>ガラスブロック（中空）</b>	<b>重倉祐光</b>

規格番号	製品 or 試験方法	規格名称	委員長名
A5361	通則	プレキャストコンクリート製品—種類、製品の呼び方及び表示	長瀧重義
A5362	通則	プレキャストコンクリート製品—要求性能とその照査方法	長瀧重義
A5363	通則	プレキャストコンクリート製品—性能試験方法通則	長瀧重義
A5364	通則	プレキャストコンクリート製品—材料及び製造方法の通則	長瀧重義
A5365	通則	プレキャストコンクリート製品—検査方法通則	長瀧重義
A5371	製品	プレキャスト無筋コンクリート製品	長瀧重義
A5372	製品	プレキャスト鉄筋コンクリート製品	長瀧重義
A5373	製品	プレキャストプレストコンクリート製品	長瀧重義
A5409	製品	鉄筋コンクリート組立塀構成材	重倉祐光
A5411	製品	テラゾ	重倉祐光
A5414	製品	パルプセメント板	栗山 寛
A5416	製品	軽量気泡コンクリートパネル (ALCパネル)	仕入豊和
A5505	製品	メタルラス	波多野一郎
A5524	製品	ラスシート (角波亜鉛鉄板ラス)	上村克郎
A5529	製品	発射打込みびょう	大島久次
A5532	製品	浴槽	坂田種男
A5701	製品	ガラス繊維強化ポリエステル波板	星野昌一
A5706	製品	硬質塩化ビニル雨どい	今泉勝吉
A5731	製品	再生プラスチック製宅地内用雨水ます及びふた	笠井芳夫
A5751	製品	建築用油性コーキング材	狩野春一
A5757	製品	建築用シーリング材の用途別性能	狩野春一
A6005	製品	アスファルトルーフィングフェルト	小池迪夫
A6012	製品	網状アスファルトルーフィング	大島久次
A6013	製品	改質アスファルトルーフィングシート	田中享二
A6022	製品	ストレッチアスファルトルーフィングフェルト	小池迪夫
A6023	製品	あなあきアスファルトルーフィングフェルト	小池迪夫

規格番号	製品 or 試験方法	規格名称	委員長名
A6203	製品	セメント混和用ポリマーデイスバージョン及び再乳化形粉末樹脂	大濱嘉彦
A6501	製品	建築用構成材 (コンクリート壁パネル)	狩野春一
A6503	製品	建築用構成材 (鉄鋼系壁パネル)	狩野春一
A6504	製品	建築用構成材 (木質壁パネル)	狩野春一
A6505	製品	建築用構成材 (コンクリート床パネル)	狩野春一
A6506	製品	建築用構成材 (木質床パネル)	狩野春一
A6507	製品	建築用構成材 (鉄鋼系床パネル)	狩野春一
A6508	製品	建築用構成材 (コンクリート屋根パネル)	狩野春一
A6509	製品	建築用構成材 (木質屋根パネル)	狩野春一
A6510	製品	建築用構成材 (鉄鋼系屋根パネル)	狩野春一
A6511	製品	空洞プレストレストコンクリートパネル	重倉祐光
A6512	製品	可動間仕切	吉岡丹
A6513	製品	金属製格子フェンス及び門扉	波多野一郎
A6517	製品	建築用鋼製下地材 (壁・天井)	坂田種男
A6518	製品	ネットフェンス構成部材	波多野一郎
A6519	製品	体育館用鋼製床下地構成材	坂田種男
A6902	製品	左官用消石灰	上村克郎
A6903	製品	ドロマイトプラスター	上村克郎
S1103	製品	ベビーベッド	坂田種男
S1104	製品	二段ベッド	真鍋恒博
Z3120	試験方法	鉄筋コンクリート用棒鋼ガス圧接継手の検査方法	小倉弘一郎

注：ゴシック体は、JIS マーク表示の指定商品に指定されている規格

# かんきょう 随想

第1回

## はじめてのアメリカと 太陽熱利用

国際人間環境研究所代表  
早稲田大学名誉教授

木村建一

□安保闘争のあった1960年の8月、フルブライト留学生として始めてアメリカの土を踏んだ。家族や先生方や大勢の友人に見送られて横浜の埠頭から旅立ったのはつい先日のように思い出される。それは大学院博士課程2年のときで、今でも横浜港に姿を見せしている氷川丸の最後の航海であった。

□大学院では、木村幸一郎先生と井上宇市先生に師事していた。そのころ木村先生が太陽熱利用の研究でいくばくかの文部省科学研究費補助金を受けられ、井上先生と助手でもあった私とで校舎の屋上に太陽熱給湯の実験装置を作った。装置は鉄板に鉄管を溶接してガラスを被せた箱に入れて集熱器とし、蓄熱槽はドラム缶に保温して架台に乗せたもので、ゴツイものであった。それ以前にも農家で太陽温水器は使われていたが、自然循環で

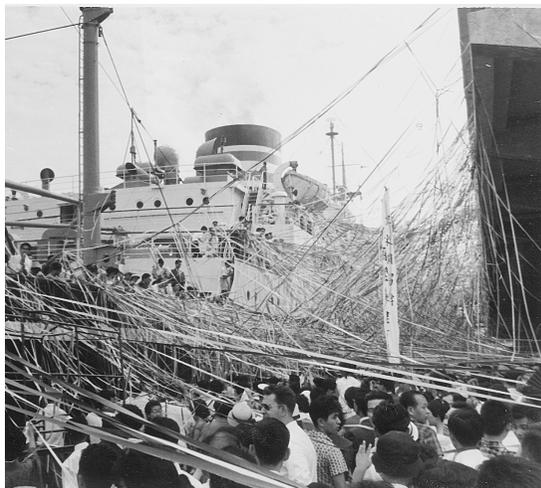


写真1 氷川丸出港（1960年8月）・石井洋氏撮影

集熱ができることをこの眼で確かめ、集熱量を測定したという経験は大きな喜びであった。

大学院に進学する前の年、掲示板に卒論のテーマとして太陽熱利用というのが墨で黒々と書かれているのを眼にした。それは非常勤講師の桜井省吾先生が出されたものだったが、今でも覚えているというのは見えない糸が私を引いていたのかも知れない。当時は教員の方から卒論のテーマを掲示して学生を募集するというしきたりはなかったように思う。

木村幸一郎先生は建築計画原論の専門で、井上宇市先生が建築設備の担当であった。私はデザインにも興味があったが、設計の本質が重要だと考えて、建築計画原論を勉強しようと心に決めた。木村先生は採光の研究で学位を取られたが、私には「君は熱をやり給え」と言われた。これからエネルギーが大変な問題になることを予見しておられたのだと思う。

私の修士論文は日除けの研究で、太陽の動きの理論なども勉強していた。そんなところから、日を除けるのではなくて、太陽エネルギーを熱として利用することを私が研究することになったのは、自然の成り行きのようにも思える。



写真2 研究室で木村・井上両先生を囲んでの湯豆腐会，右端が筆者（1959年?）

□一方、学部のあるところから東京大学の教養学部で工学を担当しておられた生田勉先生の研究室に出入りしていた。建築家としても知られる生田先生は、遠縁でもあり、お互い比較的近くに住んでいたのので、私が父の医師の跡を継がず、建築を志したのには彼の影響もあったと思う。大学院生のころ、そろそろアメリカへ留学したらいいのに、などという話になって、自然にだんだんその気になってきた。生田先生は「できたらMIT（マサチューセッツ工科大学）へ行けるといいね。」とも言ってくれました。

博士課程1年生の秋、とりあえずフルブライト留学生試験を受けてみようということになった。当時は英会話学校もなく、家で声を出すのも恥ずかしかったのので、英会話の本を頼りに独学で英会話をマスターしようとしたが、うまくいく筈もなかった。渡航費、滞在費全額支給というプログラムに応募したが、100倍ぐらいの競争率で案の定不合格となった。

何とかならないかとフルブライト委員会の事務所に問い合わせに行ってみたところ、留学から帰ってきたばかりだった若い女性の留学担当者が親切に対応してくれた。つっけんどんな日本のお役所の雰囲気と全く違う。これが豊かさの証明なのだった。私が不合格だったプログラムは次の年の9月からのもので、もし今から行きたい大学に直接応募して受け入れが決まり、授業料と滞在

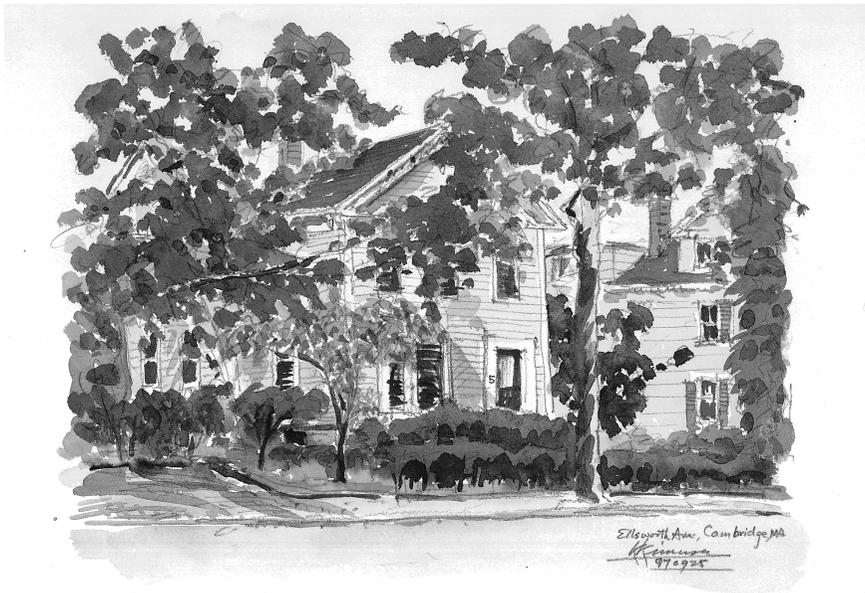


写真3 早稲田大学太陽熱給湯実験装置（1959～1966年）

費をその大学で負担することが確定すれば、渡航費だけ支給される、というプログラムがあると彼女は言う。その試験は3人に1人ぐらいの倍率で、同じ9月から入学できるとのこと。その頃は昨今と違って渡航費を工面する方が大変だった。

全額支給の場合は必ずしも希望の大学に行けるとは限らないから、この方があなたには向いているでしょうと言ってくれた。ダメモトという言葉があるが、何しろこうしてちょっとでも可能性のある場合には行ったり聞いたりしてみるもんだ、ということをも身をもって感じた。それまでとかく引込み思案の私だったが、それ以来何かにつけて、何となく勇気なるものが沸いてくるようになったように思う。

早速、MITの建築学科主任のアンダーソン教授に直接手紙を書いた。MITにはソーラーハウスの実験住宅があることを知っていたので、そこで太陽熱利用の研究をしたいということも書いた。し



スケッチ5 この家の屋根裏部屋に1960年から半年間住んでいた。(自筆・1997年)

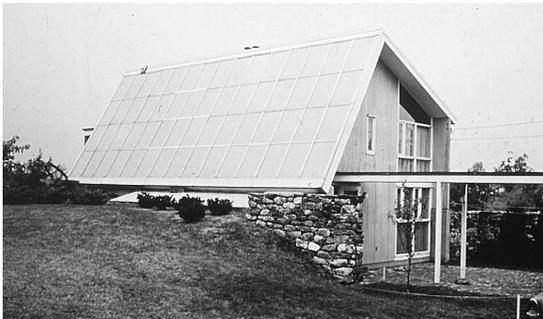


写真4 MITソーラーハウス第4号(1958~1961年)

ばらくして丁寧な返事を頂き、応募用紙や手続きの説明などを受け取った。応募した結果は、週の半分の時間は大学院の授業を聞き、残りの半分を研究助手として働き、その月給180ドルで生活する、という条件で受け入れるというものだった。

こうして1960年の8月末、氷川丸に乗り込み、12日間の航海の後、シアトル港に着いた。オリエンテーションという言葉も始めて聞いたが、船の中でアメリカへ帰る人たちからアメリカでの生活などいろいろためになることを教えてもらった。食事でもアメリカ料理で、レタスやグレープフルー

ツの存在を初めて知ったことも忘れられない。

当時MITには太陽エネルギー研究プロジェクトがあり、寄付者の名を冠したキャボット資金によって運営されていた。建築のアンダーソン教授、化学工学のホッテル教授、機械工学のケイ教授とヘッセルシュワート教授、材料学のディーツ教授などで構成された研究グループの仲間に入れていただいた。今で言う学際的研究組織そのものだった。私は研究員の家族が居住するソーラーハウス第4号から出てくる計測データの整理の仕事を担当していた。

□早稲田大学での実験研究では材料の熱伝導率の測定などを行ったことはあったが、住宅という空間全体の熱量を測定し、エネルギー収支を求めるといのは初めての経験であった。これは後の私の研究生活にとって極めて貴重な宝物となった。

#### <文献>

木村建一：MIT Solar House IVの試験結果について、日本建築学会大会学術講演要旨集、1962年9月、p.199

## ニュース・お知らせ

(((((.....))))))

### 一我が国初の認定取得一

「ASNITE校正（熱伝導率）」の認定を取得しました  
中央試験所

中央試験所は、平成16年12月24日付けで我が国で最初の熱伝導率の校正機関として、NITE認定センター（IAJapan）から「ASNITE校正」の認定

（認定番号：CG-0002）を取得しました。

ASNITEは、国際基準（ISO/IEC 17025）に基づき、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）が独自に実施する認定制度です。

当センターは、ASNITEの認定を取得したことで国際的に通用する熱伝導率の校正機関となりました。

詳細は、本誌次号（2月号）で紹介します。

(((((.....))))))

### 「新JIS法に基づく建築材料分野の製品認証制度」

#### 説明会開催のご案内

#### 一登録認証機関（候補）としての認証制度・認証手順の考え方一

主催：財団法人 建材試験センター

工業標準化法の改正に伴って、平成17年10月にJISマーク表示制度が民間の登録認証機関による製品認証制度に移行します。また、それに先立ってJNLA試験制度も新たに試験区分を設定し登録制に移行します。

新制度が国内に広く普及することが望まれており、建材関係の製造業者等にとっては混乱のない移行が求められることとなります。

当財団では、新制度実施にあたりJNLA試験事業者登録及び来たる4月の認証機関の登録申請に向けて準備を進めており、関係各社に対し、製品認証制度の概要及び登録認証機関申請に向けての当財団の現状の取組みをご紹介するために、再度説明会を開催することと致しました。新制度の理解と新JISマーク表示の認証取得に向けてお役立て頂きますようご案内を申し上げます。

#### 記

大阪会場：大阪府商工会館 7階講堂（第1・第2併用）

開催日時：平成17年2月7日（月） 13：00～16：30

募集人数：約300名

（東京会場：すまい・るホール 平成17年2月14日（月）開催は、定員に達し縮切りました。）

○受講料：無料

○申込方法：指定のお申込み用紙に必要事項をご記入の上、FAXでご返信下さい。定員になり次第、縮切とさせていただきます。詳細はお申込み受付後、追ってご案内いたします。（なお、定員を超えた場合、1社2名様に限定させていただきます。）

申し込み用紙は、<http://www.jtccm.or.jp/> よりダウンロードして下さい。

○お問合せ先：標準部 標準管理課 担当：上園，田中 TEL:03-3664-9251 FAX:03-3664-9230 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-9-8 友泉茅場町ビル 8階

#### ◇講演次第（予定）

1. 開会挨拶
2. 新JIS法改正のねらい及び建材試験センターの取組
3. 新JIS法による製品認証について
4. インハウ斯拉ボに対する要求事項の概要
5. 質疑応答
6. 閉会挨拶

ISO 9001・ISO 14001登録事業者

ISO 9001 (JIS Q 9001)

ISO審査本部では、下記企業（16件）の品質マネジメントシステムをISO9001（JIS Q 9001）に基づく審査の結果、適合と認め平成16年11月5日、19日付で登録しました。これで、累計登録件数は1832件になりました。

登録事業者（平成16年11月5日、19日付）

ISO 9001 (JIS Q 9001)

登録番号	登録日	適用規格	有効期限	登録事業者	住 所	登録範囲
RQ1817 *	2002/03/29	ISO 9001:2000 (JIS Q 9001:2000)	2005/03/28	株式会社タイヤコンサルタント・北海道支社	北海道札幌市北区北10条西2-13-2	建設コンサルタント業務及び地質調査業務（“7.5.2 製造及びサービス提供に関するプロセスの妥当性確認”を除く）
RQ1818	2004/11/05	ISO 9001:2000 (JIS Q 9001:2000)	2007/11/04	株式会社平野木工	熊本県熊本市黒髪3-10-24 <関連事業所> 北部工場	木製建具と木製家具の製造及び施工（“7.3 設計・開発”、“7.5.2 製造及びサービス提供に関するプロセスの妥当性確認”を除く）
RQ1819	2004/11/05	ISO 9001:2000 (JIS Q 9001:2000)	2007/11/04	有限会社テッセイ	大阪府大阪市鶴見区焼野1丁目南11-11	橋梁構造物における鉄筋の加工及び組立て（“7.3 設計・開発”、“7.5.2 製造及びサービス提供に関するプロセスの妥当性確認”を除く）
RQ1820	2004/11/05	ISO 9001:2000 (JIS Q 9001:2000)	2007/11/04	有限会社シンコウ	愛知県西春日井郡新川町須ヶ口駅前1-38	橋梁構造物における鉄筋の加工及び組立て（“7.3 設計・開発”、“7.5.2 製造及びサービス提供に関するプロセスの妥当性確認”を除く）
RQ1821	2004/11/05	ISO 9001:2000 (JIS Q 9001:2000)	2007/11/04	京相製管株式会社	千葉県山武郡山武町椎崎458	プレキャストコンクリートの設計・開発及び製造（“7.5.2 製造及びサービス提供に関するプロセスの妥当性確認”を除く）
RQ1822	2004/11/05	ISO 9001:2000 (JIS Q 9001:2000)	2007/11/04	株式会社花澤工業所	千葉県山武郡松尾町大堤559	プレキャストコンクリートの設計・開発及び製造（“7.5.2 製造及びサービス提供に関するプロセスの妥当性確認”を除く）
RQ1823	2004/11/05	ISO 9001:2000 (JIS Q 9001:2000)	2007/11/04	株式会社トーカイ	熊本県菊池郡泗水町大字福本865-1	土木構造物の施工（“7.3 設計・開発”を除く）
RQ1824	2004/11/05	ISO 9001:2000 (JIS Q 9001:2000)	2007/11/04	千葉土質調査株式会社	千葉県千葉市若葉区みつわ台3-29-4	地質調査業務（“7.3 設計・開発”、“7.5.2 製造及びサービス提供に関するプロセスの妥当性確認”を除く）
RQ1825	2004/11/05	ISO 9001:2000 (JIS Q 9001:2000)	2007/11/04	株式会社ホクコン	福井県福井市今市町66-20-2 <関連事業所> 本社、大阪事務所、関西営業部(大阪営業所、和歌山出張所、京都営業所、滋賀営業所、神戸営業所、兵庫営業所、和田山出張所、福知山営業所)、	プレキャストコンクリートの設計・開発及び製造（“7.5.2 製造及びサービス提供に関するプロセスの妥当性確認”を除く）

登録番号	登録日	適用規格	有効期限	登録事業者	住 所	登録範囲
					中国営業部（山陰営業所、鳥取出張所、島根営業所）、東海営業部（名古屋営業所、三河出張所、岐阜営業所、三重営業所、静岡営業所）、福井営業部（福井営業所、小浜営業所）、北陸営業部（石川営業所、富山営業所、滑川営業所）、関東営業所、武生工場、兵庫工場	
RQ1826	2004/11/05	ISO 9001:2000 (JIS Q 9001:2000)	2007/11/04	有限会社冲南建設	沖縄県糸満市西崎町3-173	建築物及び土木構造物の施工（“7.3 設計・開発”を除く）
RQ1827	2004/11/19	ISO 9001:2000 (JIS Q 9001:2000)	2007/11/18	増子電気工事株式会社	神奈川県藤沢市善行1-23-6	電気設備工事に係る施工（“7.3 設計・開発”を除く）
RQ1828	2004/11/19	ISO 9001:2000 (JIS Q 9001:2000)	2007/11/18	大萌建設維持株式会社	北海道留萌市末広町1-7-8	土木構造物の施工（“7.3 設計・開発”を除く） 道路及び河川の維持管理業務（“7.3 設計・開発”を除く） 植生緑化工事に係る施工（“7.3 設計・開発”を除く）
RQ1829	2004/11/19	ISO 9001:2000 (JIS Q 9001:2000)	2007/11/18	ムサン建設工業株式会社	東京都台東区東上野1-24-2 山茂ビル3階	土木構造物の施工（“7.3 設計・開発”を除く）
RQ1830	2004/11/19	ISO 9001:2000 (JIS Q 9001:2000)	2007/11/18	坂口建設株式会社	富山県黒部市吉城寺552	土木構造物の施工（“7.3 設計・開発”を除く）
RQ1831	2004/11/19	ISO 9001:2000 (JIS Q 9001:2000)	2007/11/18	株式会社永和工業	香川県仲多度郡琴平町榎井82-4	プレストレストコンクリート橋梁における躯体の施工に伴う役務（支保工組み立て、型枠・鉄筋の加工及び組み立て、PC鋼線緊張とその他の作業）の提供（“7.3 設計・開発”、“7.5.2 製造及びサービス提供に関するプロセスの妥当性確認”を除く）
RQ1832	2004/11/19	ISO 9001:2000 (JIS Q 9001:2000)	2007/11/18	小川建材工業株式会社	千葉県匝瑳郡野栄町新堀1464-48	プレキャストコンクリートの設計・開発及び製造（“7.5.2 製造及びサービス提供に関するプロセスの妥当性確認”を除く）

\*他の審査登録機関より移転してきた組織のため、他と「登録日」及び「有効期限」が異なります。

### ISO 14001 (JIS Q 14001)

ISO審査本部では、下記企業（9件）の環境マネジメントシステムをISO14001 (JIS Q 14001) に基づく審査の結果、適合と認め平成16年11月27日付けで登録しました。これで累計登録件数は403件になりました。

#### 登録事業者（平成16年11月27日付）

ISO 14001 (JIS Q 14001)

登録番号	登録日	適用規格	有効期限	登録事業者	住 所	登録範囲
RE0395	2004/11/27	ISO 14001:1996/ JIS Q 14001:1996	2007/11/26	亀井産業グループ	埼玉県熊谷市大字三ヶ尻4236 <関連事業所> 亀井産業株式会社 リサイクル事業部（東秩父事業所内のRCプラントを除く）、株式会社熊谷カーボン	亀井産業グループにおける「産業廃棄物の処理」、「木材炭化物の製造」、「産業廃棄物の収集運搬」に係る全ての活動

登録番号	登録日	適用規格	有効期限	登録事業者	住 所	登録範囲
RE0396	2004/11/27	ISO 14001:1996/ JIS Q 14001:1996	2007/11/26	株式会社小林組	愛媛県越智郡波方町大字波方乙 415-81	株式会社小林組及びその管理下にある作業所群における「土木構造物の施工」に係る全ての活動
RE0397	2004/11/27	ISO 14001:1996/ JIS Q 14001:1996	2007/11/26	松本解体工業	石川県金沢市湊2-120-1	松本解体工業における「建設物の解体工事」、「産業廃棄物の収集運搬」に係る全ての活動
RE0398	2004/11/27	ISO 14001:1996/ JIS Q 14001:1996	2007/11/26	株式会社リサイクルマツモト	石川県金沢市湊2-120-1	株式会社リサイクルマツモトにおける「産業廃棄物の中間処理業」、「再生砕石の販売」に係る全ての活動
RE0399	2004/11/27	ISO 14001:1996/ JIS Q 14001:1996	2007/11/26	多摩電気工事株式会社 本社及び八王子支社	東京都日野市旭が丘3-1-10	多摩電気工事株式会社 本社及び八王子支社とその管理下にある作業現場における「架空配電線工事及び電気・通信工事」に係る全ての活動
RE0400	2004/11/27	ISO 14001:1996/ JIS Q 14001:1996	2007/11/26	株式会社インテリアスケープ 荒川分室	東京都荒川区荒川5-4-3	株式会社インテリアスケープ及びその管理下にある作業所群における「造園工事及び緑地管理業務」、「貸し鉢等の納品業務」に係る全ての活動
RE0401	2004/11/27	ISO 14001:1996/ JIS Q 14001:1996	2007/11/26	株式会社呉屋組	沖縄県糸満市西崎町5-10-12	株式会社呉屋組及びその管理下にある作業所群における「建築物及び土木構造物の施工」に係る全ての活動（但し、建築物については「一戸建住宅」を除く）
RE0402	2004/11/27	ISO 14001:1996/ JIS Q 14001:1996	2007/11/26	有限会社呉開発	沖縄県那覇市古波蔵4-13-48 <関連事業所> 糸満営業所	有限会社呉開発及びその管理下にある作業所群における「建築物及び土木構造物の施工」に係る全ての活動（但し、建築物については一戸建住宅を除く）
RE0403	2004/11/27	ISO 14001:1996/ JIS Q 14001:1996	2007/11/26	株式会社伊良部建設	沖縄県石垣市登野城五五一	株式会社伊良部建設及びその管理下にある作業所群における「土木構造物の施工」に係る全ての活動

## OHSAS18001登録事業者

ISO審査本部では、下記企業について、労働安全衛生マネジメントシステム規格OHSAS18001による審査登録制度に基づき審査した結果、適合と認め平成16年11月27日付けで1件登録しました。

登録事業者（平成16年11月27日付）

OHSAS18001

登録番号	登録日	適用規格	有効期限	登録事業者	住 所	登録範囲
RS0015	2004/11/27	OHSAS 18001:1999	2007/11/26	株式会社横峯建設	奈良県高市郡高取町大字 丹生谷1061	株式会社横峯建設及びその管理下にある作業所群における「建築物並びに土木構造物の設計及び施工」に係る全ての活動

## 建築基準法に基づく性能評価書の発行

性能評価本部では、平成16年11月1日から11月30日までの36件について、建築基準法に基づく構造方法等の性能評価を終え、性能評価書を発行しました。これで、累計発行件数は1942件となりました。なお、性能評価を完了した案件のうち、掲載を希望された案件は次のとおりです。

建築基準法に基づく性能評価終了案件（平成16年11月1日～平成16年11月30日）

受付番号	完了日	性能評価の区分	性能評価の項目	件名	商品名	申請者名
03EL592	2004/11/25	令第46条第4項表1の(八)項	木造の軸組の倍率	枠付き構造用合板パネルはめ込み木造軸組耐力壁	プレウォール	原野製材株式会社
04EL174	2004/11/5	法第2条第九号(令第108条の2)	不燃材料(20分)	パルプ混入/フライアッシュ・せっこう板の性能評価	ジスカル	株式会社ノザワ
04EL203	2004/11/1	法第2条第七号の二	準耐火構造 耐力壁 45分	グラスウール充てん/両面ガラス繊維不織布入せっこう板・溶融亜鉛めっき鋼板張/木質パネル造間仕切壁の性能評価	ミサワホーム界壁 Q F 045 B P-C	ミサワホーム株式会社
04EL231	2004/11/16	法第2条第九号の二	防火戸その他の防火設備	複層ガラス入木・アルミニウム合金複合製内開き内倒し窓の性能評価	四季の窓 ドレーキップ <内開き・内倒し>	縮半鋼機株式会社
04EL236	2004/11/16	法第63条	市街地火災を想定した屋根の構造	硬質ウレタンフォーム裏張塗装アルミニウム合金板・アスファルトルーフィング・合板表張/木製下地屋根の性能評価	センター横暖ルーフ	株式会社チューオー
04EL237	2004/11/16	法第2条第九号の二	防火戸その他の防火設備	合わせガラス入ペーパーコア充てん鋼製片開き戸の性能評価	鋼板製防火戸(窓付片開き玄関ドア)	ティアル建材株式会社
04EL241	2004/11/16	法第2条第八号	防火構造 耐力壁 30分	変性アクリルシリコン樹脂系塗装・塗装/亜鉛めっき鋼板・イソシアヌレートフォーム表張/せっこうボード裏張/鉄骨造外壁の性能評価	センタースパン	株式会社チューオー
04EL244	2004/11/19	令第129条の2の5第1項第七号ハ	区画貫通給排水管等 60分	ケーブル/片面アクリル系樹脂塗装ロックウール保温板・アクリル系樹脂充てん/床耐火構造/貫通部分(中空床を除く)の性能評価	C F S ボード工法	株式会社シー・エフ・エス
04EL245	2004/11/24	令第129条の2の5第1項第七号ハ	区画貫通給排水管等 60分	ケーブル・電線管/両面アクリル系樹脂塗装ロックウール保温板・アクリル系樹脂充てん/壁耐火構造/貫通部分の性能評価	ヒルティ ファイヤーストップセーフティボード	日本ヒルティ株式会社
04EL251	2004/11/17	法第2条第七号(令第107条第一号)	耐火構造 柱 60分	A L Cパネル/両面ポリプロピレン系不織布・無機繊維フェルト合成被覆/鋼管柱の性能評価	A L C・巻兵衛一 S C 1 (ニチアス株式会社 建材事業本部) ロックカバー A L C 合成 C-1 b (株式会社エーアンドエーマテリアル) ボルカノファイバー V ガード (日東紡績株式会社)	ニチアス株式会社 建材事業本部/株式会社エーアンドエーマテリアル/日東紡績株式会社
04EL260	2004/11/19	法第2条第七号(令第107条第一号及び第三号)	耐火構造 屋根 30分	ナイロン繊維植毛裏張塗装溶融亜鉛めっき鋼板製折板屋根の性能評価	馳縮め形折板	三晃金属工業株式会社
04EL261	2004/11/25	法第37条第二号	指定建築材料	普通ポルトランドセメントを主な材料とした設計基準強度33N/mm <sup>2</sup> ~57N/mm <sup>2</sup> のコンクリートの品質性能評価	-	株式会社浅沼組東京本店/豊川工業株式会社

受付番号	完了日	性能評価の区分	性能評価の項目	件名	商品名	申請者名
04EL299	2004/11/10	令第20条の5第4項	令第20条の5第4項に該当する建築材料	集材材の性能評価	—	株式会社光通商
04EL300	2004/11/16	法第37条第二号	指定建築材料	普通ポルトランドセメントを主な材料とした設計基準強度42N/mm <sup>2</sup> ～51N/mm <sup>2</sup> のコンクリートの品質性能評価	—	東急建設株式会社 /六会コンクリート株式会社
04EL303	2004/11/15	令第112条第14項第二号	遮煙性能を有する防火設備	網入板ガラス入鋼製引き戸の性能評価	—	株式会社東洋ハイ ドロエレベータ
04EL320	2004/11/10	法第37条第二号	指定建築材料	普通ポルトランドセメントを主な材料とした設計基準強度39N/mm <sup>2</sup> ～60N/mm <sup>2</sup> 、中庸熱ポルトランドセメントを主な材料とした設計基準強度39N/mm <sup>2</sup> ～60N/mm <sup>2</sup> 及び低熱ポルトランドセメントを主な材料とした設計基準強度39N/mm <sup>2</sup> ～60N/mm <sup>2</sup> のコンクリートの品質性能評価	—	株式会社内山アド パンス

この他、10月までに完了した案件のうち、これまで掲載できなかった案件は次のとおりです。

受付番号	完了日	性能評価の区分	性能評価の項目	件名	商品名	申請者名
04EL212	2004.10.21	令第115条の2の2第1項第一号	耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の主要構造部 耐力壁60分	グラスウール保温板充てん/木繊維混入セメントけい酸カルシウム板・火山性ガラス質複層板表張/せっこうボード重裏張/木製軸組造外壁の性能評価	ダイライトMS準耐火工法	大建工業株式会社
04EL230	2004.10.15	法第2条第九号(令108条の2)	不燃材料(20分)	酸化アルミニウム・二酸化けい素繊維フェルトの性能評価	インコムサポート	株式会社コスモ

## JISマーク表示認定工場

認定検査課では、下記工場をJISマーク表示認定工場として認定しました。これで、当センターの認定件数は146件になりました。

### JISマーク表示認定工場（平成16年11月11日、11月22日付）

認定番号	認定年月日	指定商品名	認定工場名	住所	認定区分
3TC0413	2004/11/11	レディーミクストコンクリート	有限会社渋谷建材鴨田工場	埼玉県川越市鴨田3440-1	A5308 レディーミクストコンクリート 普通コンクリート・舗装コンクリート
1TC0402	2004/11/22	レディーミクストコンクリート	有限会社ケイオーコンクリート	北海道帯広市大正町基線50-6	A5308 レディーミクストコンクリート 普通コンクリート・舗装コンクリート
6TC0404	2004/11/22	レディーミクストコンクリート	興繕セキシン株式会社広島西工場	広島県広島市佐伯区五日市町石内486	A5308 レディーミクストコンクリート 普通コンクリート・舗装コンクリート

[\*印は追加認定]



## ニューズペーパー

### 中古、築年制限緩和へ

自民党税制調査会

自民党税制調査会は、中古住宅購入の際、住宅ローン減税を適用する築後年数の要件を2005年度改正で緩和する検討に入った。現在、マンションなら建築後25年以内、木造住宅なら同20年以内としている要件を延長・撤廃する方向で調整する。安全性確保の観点から、耐震検査によって、1981年の抜本改正で厳しくした耐震基準を満たしている住宅を対象とする方針。社会資本としての住宅の耐用年数を延ばすことも狙う。

東日本不動産流通機構の調べによると、建築後25年を越すマンションの成約件数に占める割合は、1993年の1.1%から2003年には17.7%と10年間に大幅に増加。古くても良質な中古住宅のニーズは急速に高まっている。

2004.12.4 日本経済新聞

### リフォーム・リニューアル2015年に32兆円市場

三菱総合研究所

三菱総合研究所エネルギー技術研究部は、「リフォーム・リニューアル市場の将来予測」をまとめた。それによると、住宅、非住宅(民間、公共合計)を合わせたリフォーム・リニューアル市場は、2000年の26.2兆円から、2005年には28.2兆円、10年には30.8兆円、15年には32.0兆円となり、この間年平均1.3%の伸びを示すと試算している。工事別では、改修が年平均1.9%と最も伸び率が高い。

報告書は、リフォーム・リニューアル市場を「建築物の機能の低下速度を抑制したり、機能を向上させることにより、建築物の物理的・社会的寿命を延ばす活動およびその周辺活動により形成される市場」と定義している。

2004.11.11 建設通信新聞

### 首都直下地震の震度分布図作成

首都直下地震対策専門調査会・地震WG

中央防災会議で首都直下地震の対策を検討している首都直下地震対策専門調査会地震ワーキンググループは、首都直下で起こりうる大地震の選定とそれぞれの地震動の強さを検討した結果を中央防災会議に報告した。地震発生の確率と首都機能の重要性を勘案して、断層ごとに「応急対策の対象とする地震」と「予防対策の対象とする地震」に区分けしている。予防対策、応急対策それぞれの地震の震度分布図も作成しており、今後、これをもとに専門調査会が人的・物的被害の予測や施設の耐震化などの予防対策、発生時の応急対策などを検討する。検討結果は、「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」や「南関東地域震災応急対策活動要領」の見直しに反映される。

2004.11.18 建設通信新聞

### 環境ISO認証厳格化

国際標準化機構

国際的に流通するモノやサービスの規格・標準を制定する国際標準化機構(ISO、本部ジュネーブ)は、企業の環境活動に関する国際規格の「ISO14001」を8年ぶりに抜本改訂する。

現在のISO14001は、企業活動の一部が一定の環境基準をクリアすれば認証を取得できる仕組み。実質的には事業所ごとの認定に近い。改訂後は事業所ごとの認定ではなく企業が経営として環境対策に取り組むことを要求、一定の基準をクリアすることが原則になる。基準強化で企業側は対応を迫られる公算が大きいが、企業に環境対策の強化を促すのが狙い。

ISO14001は1996年に発効。国内では約1万6千件の取得がある。

2004.11.15 日本経済新聞

## 歴史踏まえた地区計画求む

日本建築学会

日本建築学会は、「都市建築の発展と制御」と題した提言案を公表した。提言は、経済成長とモータリゼーションの負の側面として、豊かで魅力的な都市空間が実現していない現状の反省を前提としている。公共空間・緑地の創出に貢献できる建築の在り方と取り組むべき課題について「都市建築の制御」という概念で提言しており、都市空間の質を高める手法の導入を指摘、歴史を踏まえた建築物の携帯や意匠を地区計画に盛り込むことを求めた。

都市建築の発展と制御は、秋山会長が提案した最重要課題。経済優先で、ここの建築物が都市環境の維持・保全に貢献してこなかったことの反省に立っている。

2004.11.24 建設通信新聞

## 不動産をネット公売

東京都省

東京都は来年4月、地方税の滞納者から差し押さえた住宅などの不動産をインターネットで公売する。税収の落ち込みを補うのが狙いで、地方自治体で初の試み。

都はヤフーと共同でシステムを開発。同社が運営する国内最大のオークションサイト「ヤフーオークション」に専用のホームページを開設する。参加者は見積価格の一割の保証金を事前に支払い、一週間の入札期間中に入札。値段が上がるオークション(競売)方式は避け、参加者が一回だけ入札して最高価格を提示した人が落札する仕組みを採用。他の参加者が提示した金額も分からないようにする。都は誰でも参加できるネット公売で売却が進むと期待している。

2004.11.16 日本経済新聞

## 施工マニュアルで有害化学物質の影響軽減

国土交通省

国土交通大臣官房官庁営繕部は、建材などに含まれる有害化学物質による健康への影響を軽減するための施工手順などを盛り込んだマニュアルを、2004年度末にも作成する。建材などに含まれるホルムアルデヒドなどの化学物質については、2002年の建築基準法改正や2003年の日本工業規格(JIS)、日本農林規格(JAS)の改定によって一定の抑制がなされている。マニュアルには、いわゆるシックハウスの基本的な知識のほか、材料、工法の選定方法、現場での換気方法、維持管理の手引きなどを盛り込む予定。

2004.11.10 建設通信新聞

(文責：企画課 田口)

## 外部情報

東京理科大学21世紀COEプログラム  
「先導的建築火災安全工学の推進拠点」  
第2回国際シンポジウム開催

後援 (社)日本火災学会  
(財)建材試験センターなど

東京理科大学では、2005年3月7日(月)～3月9日(水)の3日間の日程で、21世紀COEプログラム「先導的建築火災安全工学の推進拠点」第2回国際シンポジウムを開催いたします。本シンポジウムでは、**第1日目**は国内外から招聘したご来賓、そして、主要大学の先生方のご講演を頂きます。**第2日目**は、SFPE(防火技術者協会)の国内外のメンバーにより、防火技術者の職能に関するご講演を頂きます。**第3日目**は、火災安全工学研究に関する最新の成果報告を口頭発表形式で実施いたします。本学会員の方はもとより、非会員の方々にも多数ご参加くださいますようお願い申し上げます。

詳細プログラムは、下記をごらんください。

<http://www.rs.noda.tus.ac.jp/coe-fire/index.html>

□シンポジウムに関するお問い合わせ

東京理科大学21世紀COEプログラム

第2回国際シンポジウム事務局 平田理栄

E-mail: coe-fire@rs.noda.tus.ac.jp

Tel: 04-7124-1501 (内線5036) Fax: 04-7123-9763

「建材試験情報」年間総目次

	巻頭言	寄稿	技術レポート	試験報告	規格基準紹介
1	新年のご挨拶／岩田誠二	特集：性能評価事業の第二期構想—さらなる発展を目指して— 性能評価事業の第二期計画—第一ステップを終えて—／藏真人D◆性 郎◆建築基準法又は住宅品確法に基づく性能評定事業の抱負／木村 麗◆防火の性能評価について／棚池 裕◆防火設備の遮煙性能の 響性能評価について／胡桃澤 清文◆指定建築材料の性能評価について／胡桃澤 清文◆木造軸組耐力壁の倍率の評価について／木村 麗 材の性能評価について／佐伯智寛◆住宅型式認定の概要について／黒田允博◆適合証明事業の展望／佐藤哲夫◆ホルムアルデヒド・ 性能審査S証明事業について／島崎清幸◆環境主張建設資材の適合証明事業について／吉岡茜◆適合証明事業 今後の展望／佐伯智寛			
2	実験とdiscover／土屋喬雄	生体影響から見た室内 気の安全・快適／大里 厚, 東敏昭	内装用建築材料からの 化学物質放散に関する 実態調査／吉田仁美	鉄筋コンクリート用棒 鋼の付着強度試験	建築材料の平衡含水率 測定方法
3	部分と全体／村山浩和	バウビオロギー—第三 の皮膜としての住ま い—／石川恒夫	木造外壁の防火性能実 験／柴澤徳朗	アルミニウム合金製二 重サッシの遮音性能試 験	建具の断熱性試験方法
4	岐路に立つ砕石業／鶴 田欣也	試験における不確かさ 評価について／榎原研 正	試験における測定の不確 かさ推定手順の事例—コ ンクリートの圧縮強度試 験を例に—／上園正義	スクリーンの性能試験	音響関係の建材試験セ ンター規格 (JSTM) 紹 介 その1 JSTM J 6652／田中洪
5	資格制度の価値を見直 そう／桑原文夫	システムの安全性と安 全目標／向殿政男	スクリーンの遮煙性能 について／松本知大 他	床版防水システムの性 能照査試験	音響関係の建材試験セ ンター規格 (JSTM) 紹 介 その2 JSTM J 6601／田中洪
6	感覚による計測／齋藤 元司	構造用厚鋼板の最近の 進歩—高強度化から高 機能化へ／有持和茂	廃木材の再利用に関す る研究—コンクリート パネルへの適用—／大 島明	熱硬化性フェノール樹 脂板の性能試験	音響関係の建材試験セ ンター規格 (JSTM) 紹 介 その3 JSTM J 6602／田中洪
7	製造業の再生は人材に かかっている／富田健 介	ユビキタス社会と住 宅／曾根裕文	コンクリートの促進中 性化に及ばず試験方法 上の要因の影響／中村 則清	勾配屋根緑化システム の性能試験	音響関係の建材試験セ ンター規格 (JSTM) 紹 介 その4 JSTM W 6604／田中洪
8	「コラボレーション」と いう出会いの場へ／松 井勇	屋上緑化とその効果に ついて／三坂育正	構造用パネルにおける 一面せん断耐力に及ぼ すくぎ打ちめり込み深 さの影響／川上修	陶器瓦の空気音遮断性 能に関する試験	建材試験センター規格 (JSTM) 紹介 建築用 外装材料関係 その1 JSTM J 7601／大島明
9	性能・安全・安心／坂 井善毅	マンションストックの 現状と課題／中野谷昌 司	木造外壁の結露防止工 法に関する実験的研究／田 坂太一 他	—	建材試験センター規格 (JSTM) 紹介 建築用 外装材料関係 その2 JSTM J 7701／大島明
10	気になる言葉／山内泰 之	グローバルな環境関連 法規制と企業リスク／ 蛇抜信雄	石灰石膏材を用いた硬化コ ンクリートの配合推定に関 する研究その1硬化モルタ ルによる検討／中里脩司 他	粘土がわらを用いた片 流れ屋根の耐震性能試 験	建材試験センター規格 (JSTM) 紹介 環境関 係 その1 JSTM J 7001／萩原伸治
11	ツーバイフォー住宅の 可能性／高橋邦男	「国際標準化活動基盤強 化アクションプラン」 について／馬場厚次	フレッシュコンクリー トの温度測定方法に関 する実験的検討と測定 方法の一例／鈴木澄江	幼児用テーブルの性能 試験	建材試験センター規格 (JSTM) 紹介 環境関 係 その2 JSTM K 6101／田坂太一
12	定量的データの外側／ 松藤泰典	防犯配慮住宅—安全で 安心な暮らしを求め て—／松山雅子	外断熱工法RC外壁の 熱・湿気性能に関する 実験的研究／田坂太一 他	粘着層付改質アスファ ルトルーフィングの性 能試験	建材試験センター規格 (JSTM) 紹介 建築用内 外装材料関係 その3 JSTM J 7602／大島明

試験のみどころ ・おさえどころ	試験設備紹介 ・業務紹介	連 載	その他	
能評価事業に託す夢／仲谷一 評価について／仲谷一郎◆音 ◆ホルムアルデヒド発散建築 VOC放散低減型建材に関する ◆特集を取り纏めて／木村麗	浴槽用温水循環器の認 定検査に係る試験設備	ほっとコーナー（第12 回）SI単位を見直そう／ 高橋泰一	—	1
木造建築用接合金物の試験方 法・その2 梁端部仕口に使用 される接合金物の引張及び せん断試験／守屋嘉晃	粘度計	ほっとコーナー（第13 回）川柳に見る「同窓 会」／倉部行雄	ISO審査本部、10年を振り返って／森幹芳	2
吸放湿試験／田坂太一	テーバー型摩耗試験機	ほっとコーナー（第14 回）アスベスト系建材 は危険か／高橋泰一	—	3
ガラス繊維強化プラス チック管の湿潤条件下 におけるクリープ試 験／大島明	建具類の耐久性試験機	ほっとコーナー（第15 回）少年たちの”セリ フ”に見る「犯行動機」 （1）／倉部行雄	建材試験センター第3期中期計画（概要）◆平成16 年度事業計画	4
木造建築用接合金物の 試験方法／内川恒知	100kNオートグラフ万能 試験機	ほっとコーナー（第16 回）超高層建築の功 罪／高橋泰一	調湿建材の室内環境改善の可能性と今後の展望／黒 木勝一	5
—	2000kN横型引張試験機	ほっとコーナー（第17 回）少年たちの”セリ フ”に見る「犯罪動機」 （2）／倉部行雄	ISO/TC163コペンハーゲン会議報告／上園正義	6
木造建築用接合金物の 試験方法／守屋嘉晃	加熱脱着装置付きガス クロマトグラフ・質量 分析計（GC/MS）	ほっとコーナー（第18 回）四半世紀ぶりに見 た中国／高橋泰一	平成15年度断熱材フロン回収・処理調査／宮沢郁子 ◆平成15年度事業報告	7
送風機を使用した建築 部材の防水性試験方 法／和田鴨治	ガスクロマトグラフ・ 質量分析計（GC/MS）	ほっとコーナー（第19 回）似たもの川柳を調 べる（1）／倉部行雄	調査研究事業の傾向と概要／菊地裕介	8
下水道用強化プラスチ ック複合管／大島明	共鳴振動による自動動 弾性係数測定器	ほっとコーナー（第20 回）シャカの悟り／高 橋泰一	新JIS制度にむけて活動スタートー標準部の発 足一／標準部	9
木造建築用接合金物の試 験方法・その5 根太及び 垂木接合部のせん断試験 及び引張試験／内川恒知	クリーブランド開放式 引火点試験装置	ほっとコーナー（第21 回）似たもの川柳を調 べる（2）／倉部行雄	第11回ICPIC報告／松原知子 ◆たより新JIS制度の動き①	10
熔融亜鉛めっきの付着 量試験／箕輪英信	紫外・可視・近赤外分 光光度計	ほっとコーナー（第22 回）曲尺の秘密／高橋 泰一	リヒテンシュタイン出張報告／川上修 ◆たより新JIS制度の動き②	11
—	防耐火試験における自 動制御静的加力装置	ほっとコーナー（第23 回）“似たもの川柳”を 調べる（3）／倉部行 雄	04年度日米加建築専門家会議に参加して／仲谷一郎 ◆ICC年次総会（2004）に参加して／棚池裕 ◆たより新JIS制度の動き③	12

# あとがき

わが国経済は景気回復軌道に乗ってはいるが、最近の経済指標をみると、例えば、2004年7月～9月期の実質経済成長率は前期比0.1%増（年率0.3%増）、2004年10月の鉱工業生産は前月比1.3%低下、最近の個人消費及び雇用の伸び悩み等から、現在の景気は踊り場（景気回復中の景気停滞）にあると思われる。しかし、アメリカをはじめ世界経済は、若干の不安材料はあるものの成長軌道に乗っているため、わが国も早晚、踊り場を脱し景気回復軌道に復帰すると思われる。

そのような状況のもとで、本年の建築関係の景況はどのようになるのだろうか。建築需要は景気回復及び税制措置等により平成14年を底として平成15年から回復基調にある。この傾向は本年も継続するであろう。材料高騰の課題はあるが、コスト低減対策はおおむね実行されているので、省エネ、安全・快適、環境配慮等の高付加価値化の建築部材、建築物のシェアが景況の決め手となるとと思われる。

この観点から、高付加価値化と密接不可分な品質保証の充実も図る必要があると思われる。

（青木）

## 編集たより

最近見た映画「HERO」は十歩の距離で相手を一撃でたおせる必殺術“十歩必殺剣”を極めた刺客と秦の始皇帝の生死をかけた緊迫した対話の場面を見せてくれました。「戦乱の世を治めないと民の苦痛が癒えない。天下を統一してこそ民が幸せになる」との明確な理想をもった君主を最も理解していたのは皇帝の臣下ではなく、幼いころ戦乱の中で秦の兵に家族の命を奪われた刺客であったとのストーリーです。「戦乱の世を統一して天下太平とすることが、民の幸せとなる」との大義のもと文字と度量衡を統一した始皇帝に国際標準化の本質の一端を見ることが出来ました。

今月号は新JIS制度の特集として、経済産業省の原山審議官、日本建材産業協会の富田専務理事、当センターの岩田理事長の3人による新春座談会で、新JISマーク制度の意味、多面的な影響・効果について話をさせていただきました。

（町田）

# 建材試験情報

## 1 2005 VOL.41

建材試験情報 1月号  
平成17年1月1日発行

発行所 財団法人建材試験センター  
〒103-0025  
東京都中央区日本橋茅場町2-9-8  
友泉茅場町ビル  
電話(03)3664-9211(代)  
FAX(03)3664-9215  
<http://www.jtccm.or.jp>

発行者 青木信也  
編集 建材試験情報編集委員会

制作協力 株式会社工文社  
・発売元 東京都千代田区神田佐久間河岸71-3  
柴田ビル5F 〒101-0026  
電話(03)3866-3504(代)  
FAX(03)3866-3858  
<http://www.ko-bunsha.com/>

定価 450円(送料・消費税別)  
年間購読料 5,400円(送料共・消費税別)

### 建材試験情報編集委員会

#### 委員長

小西敏正(宇都宮大学教授)

#### 委員

青木信也(建材試験センター・常務理事)

町田 清(同・企画課長)

棚池 裕(同・試験管理室長)

西本俊郎(同・防耐火グループ統括リーダー代理)

真野孝次(同・材料グループ統括リーダー代理)

渡部真志(同・ISO審査・企画調査室長心得)

天野 康(同・標準管理課長代理)

今竹美智子(同・総務課長代理)

西脇清晴(同・工事材料・管理室技術主任)

吉岡 茜(同・性能評定課)

#### 事務局

高野美智子(同・企画課)

田口奈穂子(同・企画課)

ご購入ご希望の方は、上記工文社  
までお問い合わせ下さい。

全国木質セメント板工業組合

理事長 松本 清昭  
副理事長 朝田 英信  
副理事長 瀧華 裕之

〒112-0005 東京都文京区水道二一十六一十一  
電話(〇三)三九四五―九〇四七(代)

ロックウール

耐火・断熱・防音・防露

ロックウール工業会

理事長 相良 敦彦

〒103-0027 東京都中央区日本橋2-12-9  
グレイスビル1F  
TEL 03-5202-1471  
ホームページ: <http://www.rwa.gr.jp>

社団法人 日本シヤッター・ドア協会

会長 岩部 金吾

〒102-0073 東京都千代田区九段北一―二三  
電話(〇三)三二八八―二二八一(代)  
(フナトビル)

地球環境の保全と  
高品質建築用仕上塗材の提供、  
これが私達のテーマです



日本建築仕上材工業会

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-7-1  
扇ビル  
TEL 03 (3861) 3844 (代)  
支部: 大阪 TEL 06 (6373) 0228  
名古屋 TEL 052 (202) 4711



〒101-0041 東京都千代田区神田須田町一―五  
 (ダイヤメントビル)  
 電話 (〇三) 五二五六―〇四三二

ALC 協会  
 会長 片谷恒三

建物の断熱に  
 押出法ポリスチレンフォーム板  
**押出発泡ポリスチレン工業会**

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一―十二虎ノ門ビル  
 電話 (〇三) 三五九一―八五一―  
 ホームページ <http://www.epfa.jp>

“良い生コン”は  
 組合員工場から

全国生コンクリート工業組合連合会  
 全国生コンクリート協同組合連合会

会長 青木吉夫

〒104-0032 東京都中央区八丁堀1-6-1  
 (協栄ビル4階)  
 電話 03 (3553) 7231 (代)

社団法人 石膏ボード工業会

会長 須藤 永一郎

東京都港区西新橋2-13-10(吉野石膏虎ノ門ビル5F)  
 〒105-0003 ☎03(3591)6774  
 FAX 03(3591)1567  
<http://www.gypsumboard-a.or.jp>

直島吉野石膏株式会社  
 小名浜吉野石膏株式会社  
 新潟吉野石膏株式会社  
 多木建材株式会社  
 北海道吉野石膏株式会社  
 日産建材株式会社  
 日東石膏ボード株式会社  
 株式会社ジプテック  
 チヨダウーテ株式会社  
 新東洋石膏板株式会社  
 吉野石膏株式会社

# 社団法人 日本しろあり対策協会

〒160-0022 東京都新宿区新宿1丁目12番12号 オスカカテリーナ4F  
電話 03(3354)9891(代)

会長 檜垣 富都  
副会長 森本 桂  
〃 今村 民良  
〃 有富 榮一郎  
〃 鈴木 誠至郎  
常務理事 藤本 典正

[支部]

東北支部 〒980-0915 仙台市青葉区通町1-6-9 電話 022-727-1524  
北海道支部 〒160-0022 新宿区新宿1-2-5 岡野屋第2ビル 電話 03-3341-7825  
関東支部 〒460-0008 名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル 電話 052-242-0511  
中部支部 (財)愛知県建築住宅センター内  
関西支部 〒550-0005 大阪市西区西本町1-13-38 新興産ビル 電話 06-6538-2167  
中国支部 〒730-0052 広島市中区千田町3-1-10 電話 082-546-0231  
四国支部 〒770-8025 徳島市三軒屋町外17-15 電話 088-669-6045  
九州支部 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東3-14-18 電話 092-475-6091  
福岡建設会館6F (社)福岡県建築士会内  
沖縄支部 〒903-0812 那覇市首里当蔵町2-15-24 電話 098-884-6055

## 使って安心 適マーク。御満足をお届けします。

私たちは、顧客からの高い評価と信頼を得るため、  
品質の確保と安定供給につとめます。



平成7年12月に産・官・学体制の全国品質管理監査会議を設立し、統一監査基準を測定し、公正・中立の立場から品質管理の指導と監査を行ってまいりました。  
◎マークとは、生コン品質管理監査制度の下において品質が確実に維持されていると全国会議が判断した工場に対して交付する合格工場を示す識別標識です。

### 全国生コンクリート工業組合連合会

関東1区地区本部 本部長 吉田治雄  
〒273-8503 千葉県船橋市浜町2丁目16番地1 TEL047-431-9211

#### 東京都生コンクリート工業組合

理事長 吉田 治雄

〒273-8503 船橋市浜町二丁目一六〇一  
電話 〇四七四三二一九二一一

#### 神奈川県生コンクリート工業組合

理事長 尾崎 孝雄

〒221-0844 横浜市中区神奈川区沢渡一―二  
高島台第三ビル  
電話 〇四五―三二―一五〇二二五

#### 埼玉県生コンクリート工業組合

理事長 飯田 康勝

〒336-0017 さいたま市南区南浦和三―一七―五  
生コン会館  
電話 〇四八―八八二―七九九三

#### 千葉県生コンクリート工業組合

理事長 小原 隆三郎

〒1-0045 千葉市中央区弁天一―一―一八  
大野ビル  
電話 〇四三―二〇七―六三五一

# 工文社の刊行図書案内

## 4冊の月刊誌

### 建築仕上技術



●内容●

- ・材料と工法を結ぶ我が国唯一の建築仕上技術専門誌。昭和50年創刊。
- ・塗装・收付け・防水・床・左官・タイル・断熱・屋根および建築の維持・保全・リニューアル施工の技術とこれらに使用される材料および業界情報を毎号紹介。
- ・体裁と価格/B5判 150~200頁。定価/1冊1,000円(年間購読料12,000円送料共・税別)

### 建材フォーラム



●内容●

- ・建材各分野の動向および建材店・塗料販売店等の経営情報を紹介するマテリアルムック。昭和54年創刊。
- ・左官・塗装・レンガ・タイル・舗装・リニューアル工事情報のほか、行政の動きや新製品開発動向を紹介しています。
- ・体裁と価格/A4変型判 約80頁。定価/1冊800円(年間購読料9,600円送料共・税別)

### PROOF



●内容●

- ・快適な住まい環境を追求する総合屋根・防水設計誌。防水研究の第一人者小池油夫博士監修。
- ・本誌は、文化性のある建築物の創造を志向する第一線の設計家とともに、建築の根源的使命である真の「防水」を追求し、これからの設計活動に不可欠な情報を提供しています。我が国防水材料研究の第一人者である小池油夫博士が監修しているほか、編集委員には著名設計事務所およびセネコン関係者が参加。昭和61年創刊。
- ・体裁と価格/A4変型判 約80頁。定価/1冊800円(年間購読料9,600円送料共・税別)

### 建材試験情報



●内容●

- ・6 建材試験センターが発行する信頼性の高い我が国唯一の建材試験情報誌。
- ・6 建材試験センターで取り扱う試験情報の提供を中心に、建材を取り扱う環境や試験装置の紹介、建材開発・生産・標準化の動向など建材に纏わる情報の提供に努めています。
- ・官公庁、大学の研究機関、セネコン技術者、建材研究者、設計事務所、建材メーカー等読者層は多岐に渡っています。
- ・体裁と価格/B5判 約60頁。定価/1冊450円(年間購読料5,400円送料共・税別)

## 3冊の年鑑

### 建築仕上年鑑



●内容●

- ・我が国唯一の建築仕上材料事典。業界企業800社、180団体の実情を網羅し紹介。建築仕上業界を知るためのエンサイクロペディアとして、斯界でも絶対の信用をいただいております。昭和51年初版刊、通巻24号。「建築仕上材料ガイドブック」との併読をお薦めいたします。
- ・業界での業績動向把握と新規参入のための強力ツールです。
- ・主内容/仕上げ業界最新動向・仕上材料の動向(建築仕上材、塗料、左官材、塗り床材、下地調整材、混和材各種、透水性防水材、リニューアル・リフォーム材等)、関連機器類、施工団体の動向(塗装工事、左官工事、床工事、補修・改修工事等)
- ・体裁と価格/B5判 約600頁。定価/1冊12,000円

### 左官総覧



●内容●

- ・最新左官技術と業界動向を網羅した左官情報の決定版です。通巻11号。
- ・左官業界企業約500社、80団体の業績・内容を紹介します。
- ・主内容/主要左官材料・関連機械・機器の紹介、業界企業業績・役員等の紹介。伝統的左官技法紹介。
- ・体裁と価格/B5判 約400頁。定価/1冊7,000円

### 建築防水設計カタログ



●内容●

- ・防水業界を知るための強力情報源です。小池油夫博士監修。
- ・収録材料は、アスファルト防水材、改質アスファルト防水材、シート防水材、塗膜防水材、ケイ酸質系塗布防水材、ステンレスシート防水材、FRP防水材、伸縮目地材、金属空木、シーリング材、樹脂注入材等多数。
- ・業界企業800社、150団体、商品数4,000銘柄を収録。
- ・体裁と価格/A4判変型判 約360頁。定価/1冊5,000円

## 株式会社 工文社

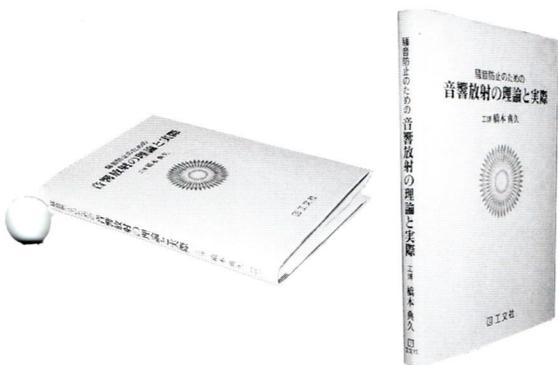
〒101-0026 東京都千代田区神田佐久間河岸 71-3 柴田ビル 5 F  
 ☎(03) 3866-3504 FAX (03) 3866-3858  
 e-mail: zq5f-kb@asahi-net.or.jp • URL: http://www.ko-bunsha.com/

好評発売中

# 騒音防止のための 音響放射の理論と実際

工博 橋本 典久 著

音響域および音響設計を総合的に捉えた注目の実務解説書です!!



建築音響技術者のみならず、  
騒音・振動問題にかかわる  
技術者のための総合的技術書です。

### 著者紹介



1975年3月東京工業大学建築学科卒業、建設会社技術研究所勤務の後、1997年4月八戸工業大学建築工学科助教授、1999年同教授、1994年東京大学より博士(工学)：専門は建築音響、騒音振動(特に音響域振動)。日本建築学会、アメリカ音響学会等会員。

はしもとのりひさ 橋本 典久  
八戸工業大学・橋本研究室のホームページ  
アドレス：<http://www.archi.hi-tech.ac.jp/~hasimoto/>

体裁と価格

A5判・264頁・上製本  
定価3,150円(本体価格3,000円)

### 第1章 音響と波動の基礎

- 1.1 波動的取り扱いとエネルギー的取り扱い
- 1.2 波動音響理論の基礎
- 1.3 エネルギー音響理論の基礎
- 1.4 共鳴モードと室内音響

### 第2章 音響域振動の基礎

- 2.1 振動の各種分類と内容
- 2.2 固有振動数と固有モード
- 2.3 振動減衰
- 2.4 加振力による振動の発生
- 2.5 板振動の拡散度指数による振動応答の評価
- 2.6 定常ランダム振動と衝撃振動
- 2.7 構造体中の振動の伝搬

### 第3章 音響放射の理論解析

- 3.1 音響放射の計算方法の分類
- 3.2 点音源からの音響放射

### 3.3 面音源からの音響放射

- 3.4 線音源からの音響放射
- 3.5 その他の部材の音響放射
- 3.6 閉空間での音響放射
- 3.7 音響放射量の簡単な推定方法と計算手順

### 第4章 音響放射の数値解析法

- 4.1 離散的数値計算法
- 4.2 波動関数法
- 4.3 有限要素法による音響放射解析
- 4.4 境界要素法による音響放射解析

### 第5章 音響放射の測定方法と測定例

- 5.1 音響放射パワー測定による音響放射率の算出方法
- 5.2 離散的数値計算法による音響放射率の測定
- 5.3 各種材料の音響放射特性の実測例

### 第6章 音響放射関連プログラム

ご注文はFAXで ▶(株)工文社

〒101-0026 東京都千代田区神田佐久間河岸71-3 柴田ビル5F  
TEL 03-3866-3504 FAX 03-3866-3858 <http://www.ko-bunsha.com/>

## 注文書

平成 年 月 日

貴社名	部署・役職	
お名前		
ご住所	〒	
	TEL.	FAX.

書名	定価(税込)	数量	合計金額(送料別)
音響放射の理論と実際	3,150円		

JIS大幅改正に  
全面対応

ISO単位統一  
だから安心

分りやすく、  
使いやすいと  
評判です!

👉 ビギナーからエキスパートまで!

👉 骨材試験の“ノウハウ”が満載!

編者 (財)建材試験センター

改訂版

# コンクリート骨材試験

## のみどころ・おさえどころ

“ノウハウ”が随所に。  
短期間で試験技術の習得が可能。

日本大学 理工学部 建築学科 教授・工博 友澤 史紀

本書は、建設材料の試験を幅広く実施している(財)建材試験センターで骨材試験を実際に担当している技術者が日常の試験業務を通して得た知識に基づいて書かれたものであり、試験を実施する上での“ノウハウ”が随所に示されており、この内容を理解した上で、実際に試験を積み重ねることにより短期間で試験技術を習得することが可能となると考えられます。

本書を参考とし、正しい骨材試験が行われるようになることを期待します。

(本書「すいせんの言葉」より)

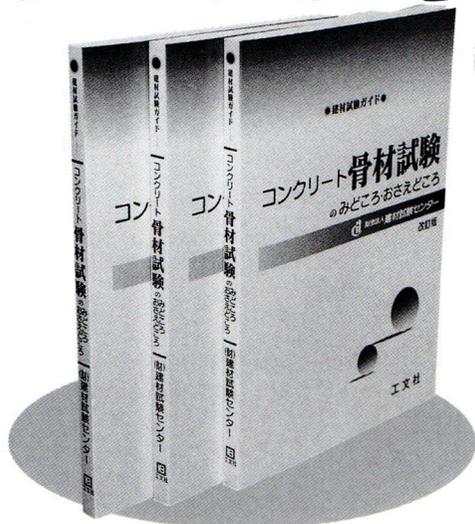
より使いやすい手順書となるよう改訂

(財) 建材試験センター

本書は、1996年7月に第1版を発行してから、数多くの読者に解りやすい骨材試験方法のマニュアル本として活用されてきました。しかし、日本の規格も国際整合化の方向性が示されて以来、国際規格 (ISO) に日本工業規格 (JIS) の内容と整合させる作業が進められています。整合性を含めJIS改正の審議されたものの中には、試験名称、規格番号、試験手順などが新設、改正されたものもあり、近年では大改正と言えるのではないかと思います。

これらの改正に伴い、本書もより使いやすい手順書となるよう改訂しました。今後ともより多くの皆さまにご利用いただければ幸いです。

(本書「改訂にあたって」より)



A5判 164頁 定価2,100円 (税込・送料別)

〈本書の主な内容/目次より〉

試料の採取・縮分、密度・吸水率試験、ふるい分け試験、単位容積質量・実積率・粒形判定実積率試験、微粒分置試験、有機不純物試験、粘土塊量試験、塩化物量試験、すりへり試験、安定性試験、軟石量試験、破砕値試験、密度 $1.95\text{g/cm}^3$ の液体に浮く粒子の試験、アルカリシリカ反応性試験 (化学法、モルタルバー法)

ご注文はFAXで▶(株) 工文社 〒101-0026 東京都千代田区神田佐久間河岸71-3 柴田ビル5F  
TEL 03-3866-3504 FAX 03-3866-3858 <http://www.ko-bunsha.com/>

### 注文書

平成 年 月 日

貴社名		部署・役職	
お名前			
ご住所	〒	TEL.	FAX.

書名	定価 (税込)	数量	合計金額 (送料別)
コンクリート骨材試験のみどころ・おさえどころ 改訂	2,100円		